

「^{しょうひしゃ しさく すいしん ししん}かながわ消費者施策推進指針（^{たいしよ ぎかん}対象期間：2020年度～2024年度）」に基づく^{ねんど}令和5年度実績から^{ねんど}令和6年度計画

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一 部 ）	令和6年度当初予算 額(千円)	担当課	担当グループ
基本方向1 消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進	中柱					令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予算 額(千円)	担当課	担当グループ
	小柱												
	ア	さまざまな場やライフステージに応じた消費者教育の推進	①学校等における消費者教育の推進	【保育所、幼稚園等】		ようじ む しょうひせいかつけいはつどうが れいわ ねん 幼児向け消費生活啓発動画「令和5年度みんなでいっしょにかながえようコレってだいじょうぶ？」 作成枚数 DVD 3,000枚 (主な配布先) 県内幼稚園・認定こども園・保育所 3,000か所	みちか にちじょうてき じこ お 身近なところで日常的に事故が起こることを認識してもらうため、幼児期の子どもが遭遇しやすい事故等の事例及びその対処法について、周知する必要がある。	—	—		—	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G
						ようちえんきょういく ようちえんきょういくよう 幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む教育を実施した。	ようちえん きょういく ひ つづ ようちえん 幼稚園教育においては、引き続き幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む必要がある。	—	—		こどもきょういく 子ども教育支援課		
						み かね み かね か もの 「見えるお金と見えないお金 買い物の達人への道」 ワークシート 90,000部 指導用解説書 6,000部 「計画的なお金の使い方 免許皆伝！ 買い物の極意」 DVD 1,000枚 (主な配布先) 県内全小学校 885か所	きょういん いけん と い など こうかてき 教員の意見を取り入れる等、効果的な教育資料や教材の作成に取り組み、資料等の活用について周知していく必要がある。	しょうがくせいむ しょうひしききょういくしりよう 【小学生向け消費者教育資料の発行】 小学校高学年 向け 消費者教育資料を作成する。(8月発行予定) 新規デジタル教材 を 作成する。(2月配布予定)	しょうひしききょういくきょうかじぎょうひ (こうふきん) 消費者教育強化事業費(交付金)	15,000	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G	
			重点2	ちゅうがくせいようしょうひしききょういくしりよう 「中学生用消費者教育資料 STEP UP」 83,000部 こうこうせいようしょうひしききょういくしりよう 「高校生用消費者教育資料 JUMP UP」 64,000部 「教員用指導解説書 消費者教育サポートブック」印刷なし (主な配布先) 県内全中学校、高等学校、特別支援学校 789か所	さい せいじん みせいねんしや とりけしけん 18歳で成人となり、未成年者取消権を失う中高生が、契約の当事者としての責任を実感できるよう、効果的な教育資料を作成する必要がある。	ちゅうこうせいようしょうひしききょういくしりよう 【中高生用消費者教育資料等の発行】 中学生用「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」の学校向け消費者教育資料を発行し、授業等で活用する。	しょうひしききょういくすいしんじぎょうひ 消費者教育推進事業費	3,968	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G			

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱													
こ はしら 小柱													
					重点2	神奈川新聞社が発行しているフリーペーパー「H!P」に、高校生記者の取材、執筆による企画記事等を掲載 約20万部発行 ①令和5年9月発行（秋号） テーマ：占いサイトにおけるトラブル ②令和5年12月発行（冬号） テーマ：フローチャートを用いた消費者トラブルの危険度診断等	高校生自身が消費者トラブルを自分事として捉え、トラブルに巻き込まれた際に速やかに相談できるよう、高校生に関心を引く効果的な内容を発行元と調整・検討する必要がある。	【高校生向け啓発記事掲載事業】 悪質商法 への注意喚起等のため、高校生向け情報紙に、高校生記者の取材、執筆による企画記事等を掲載する。（年2回掲載予定）	消費者教育推進事業費		1,000	消費生活課	推進G
					重点2	「クリアファイル」 69,780枚 （主な配布先） 県内全高等学校、中等教育学校、特別支援学校 309か所	18歳で成人となり未成年者取消権を失う高校生に向けた啓発を、引き続き行っていく必要がある。	【グッズ配布による高校生向け成年年齢引下げ啓発】 成年年齢引下げに関する注意喚起を盛り込んだデザインの啓発グッズを作成し、県内の高校3年生全員に配付する。	消費者教育強化事業費（交付金）		3,026	消費生活課	推進G
			ほん本	1イ②	重点2	「消費者教育教員研修」 開催期間 令和5年7月28日～8月25日 14講座の延べ125名参加	教員等が積極的に研修に参加できるよう、実施内容等について検討する必要がある。	【消費者教育教員研修の実施】 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。 開催期間 令和6年7月～8月 14講座（一部の講座についてハイブリッド配信を実施）	消費者教育推進事業費		400	消費生活課	推進G
			1ア①大学	さい再	重点2	契約のきりふだ（若者編）」30,000部 （主な配布先） 県内全高等学校、大学、専修学校 496か所 市町村との共同発行 42,600部 大学・専修学校との共同発行200部	若者の消費者トラブルの未然防止のため、より効果的なリーフレットを作成し、啓発する必要がある。	【「契約のきりふだ（若者編）」の活用】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和6年度は「高齢者編」を作成）＞	—	—	消費生活課	推進G	
			ほん本	1ア①大学	重点2	「消費生活出前講座（小中高生向け）」 5回 延べ1,276名参加※集計中	引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	【消費生活出前講座の実施（小中高生向け）】 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（学校向け15回程度）	消費者教育啓発学習事業費		495	消費生活課	推進G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ	
中柱														
小柱														
			2ア③	さい再	重点2	「インターネット被害未然防止講座（小中高生向け）」 99回 延べ12,489名参加	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	[インターネット被害未然防止講座の実施（小中高生向け）] 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。（学校向け71回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7,856	消費生活課	推進G	
			2イ②	さい再	重点2	「若者向け成年年齢引下げ啓発動画「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」」 ・YouTubeでの配信 ・市町村との連携による放映（川崎市、小田原市）	引き続き、若者向け啓発動画を活用した啓発を行っていく必要がある。	【若者向け成年年齢引下げ啓発動画の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。	—		0	消費生活課	推進G	
			1イ③	さい再		「金融広報アドバイザー派遣講座」 15回 延べ390人参加 「くらしの経済講演会」 令和6年1月12日 大井町生涯学習センター 128名参加	引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（学校向け）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	県金融広報委員会事業			0	消費生活課	推進G
						私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供した。	引き続き、必要な情報提供を行っていく必要がある。	【私立学校向け消費者教育情報の提供】 私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。	—		—	私学振興課	教育指導G	
						各県立高等学校・中等教育学校において、シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として外部機関と連携し、消費者教育に取り組んだ。	成年年齢引下げを踏まえ、社会に出る直前の高校生が将来にわたって自立した消費者としてより適切な判断ができるよう、外部機関と連携して実務経験者の専門的な知識や経験を活用した授業を実施する必要がある。	【県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育の取組】 シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として消費者教育に取り組む。	—		200	高校教育課		
						学校教育においては、各校種の学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施した。	学校教育においては、引き続き学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する必要がある。	【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進】 学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。	—		—	高校教育課		
												子ども教育支援課		
												特別支援教育課		

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱													
小柱													
	【大学、 専門学校等】		2イ②	さい再	重点2	わかものむ せいねんねんれいひきさ けいはつどうが 「若者向け成年年齢引下げ啓発動画 「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」」 ・YouTubeでの配信 ・市町村との連携による放映（川崎市、小田原市）	ひ つづ わかものむ けいはつどうが かつよう 引き続き、若者向け啓発動画を活用した啓発を行っていく必要がある。	わかものむ せいねんねんれいひきさ けいはつどうが 【若者向け成年年齢引下げ啓発動画の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。	—		0	しょうひせいかつか 消費生活課	ずいしん 推進G
		ほん本	1ア①小中高	重点2	けいやく わかものへん ぶ 契約のきりふだ（若者編）」30,000部 （主な配布先） けんないぜんこうとうがっこう だいがく せんしゅうがっこう 県内全高等学校、大学、専修学校 496か所 しちょうそんとこのきょうどうはっこう 42,600ぶ 市町村との共同発行 42,600部 大学・専修学校 との共同発行 200部	わかもの しょうひしゃ みぜん ぼうし 若者の消費者トラブルの未然防止のため、より効果的なリーフレットを作成し、啓発する必要がある。	けいやく わかものへん かつよう 【「契約のきりふだ（若者編）」の活用】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和6年度は「高齢者編」を作成）＞	—			しょうひせいかつか 消費生活課	ずいしん 推進G	
			1イ①										
		1ア①小中高	さい再	重点2	しょうひせいかつでまえこうざ だいがくとうむ 「消費生活出前講座（大学等向け）」 1回 延べ150名参加	ひ つづ こうざ かつよう すす 引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	しょうひせいかつでまえ こうざ じっし だいがくとうむ 【消費生活出前講座の実施（大学等向け）】 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（学校向け20回程度）	しょうひしゃ きょういく けいはつ がくしゅう じぎょう 消費者 教育 啓発 学習 事業費	（一部）	495	しょうひせいかつか 消費生活課	ずいしん 推進G	
		2ア③	さい再	重点2	ひがいにぜんぼうしこうざ だいがくなどむ 「インターネット被害未然防止講座（大学等向け）」 11回 延べ655名参加	など しょうひしゃ ぞうか SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	ひがいに みぜん ぼうし こうざ 【インターネット被害未然防止講座の実施（大学等向け）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。（学校向け71回程度）	しょうひしゃ きょういく けいはつ がくしゅう じぎょう 消費者 教育 啓発 学習 事業費		7,856	しょうひせいかつか 消費生活課	ずいしん 推進G	
			けい こ 「エコバッグ」「ふせん」 計33,000個（エコバッグ25,000個・ふせん8,000個） （主な配布先）けんない だいがく たんきだいがく 県内大学・短期大学60校、専修学校106校、大学生協組合7箇所 がくせい かつよう じょうほう 「学生ポータルサイトを活用した情報提供」 がつ けんないだいがく こう 5月 県内大学37校	ひ つづ わかもの おお しょうひしゃ 引き続き、若者に多くみられる消費者トラブルへの注意喚起や消費生活相談窓口の周知を行っていく必要がある。	わかものむ しょうひせいかしみんしゃかい けいはつ 【若者向け消費者市民社会の啓発】 成年年齢引下げに関する注意喚起や消費者トラブルに巻き込まれた際の相談先の周知のため、学生ポータルサイトを活用し情報発信する。	—		0	しょうひせいかつか 消費生活課	ずいしん 推進G			

注 * 一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
* 「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
* 当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額(千円)	担当課	担当グループ
中柱													
小柱													
② 地域社会での消費者教育の推進	【地域】		1イ③	さい再		「金融広報アドバイザー派遣講座」 10回 延べ237人参加 「くらしの経済講演会」 令和6年1月12日 大井町生涯学習センター 128名参加	引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（学校向け）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	県金融広報委員会事業		—	消費生活課	推進G
		本	2イ①		重点1	「契約のきりふだ（高齢者編）」の活用（R4.12月発行） 消費生活出前講座等で約11,500部活用	引き続き、高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、高齢者等に分かりやすい内容で発信していく必要がある。	【「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和6年度は「高齢者編」を作成）＞	消費者教育推進事業費	660	消費生活課	推進G	
		2イ①	ふたたび		重点1	「ポップアップメモ」 150,000個作成 (主な配布先) 市町村、県内警察署、県内民生委員児童委員協議会等 122か所	靈感商法を含む様々な消費者トラブルに巻き込まれた際の相談先である「消費者ホットライン188」を周知するため、引き続き多方面から効果的に啓発を行っていく必要がある。	—	—	—	消費生活課	推進G	
						「クリアファイル」 20,220枚 (主な配布先) かながわ若者就職支援センター、神奈川県指定自動車教習所協会会員教習所等 177か所	高校生以外の新成人に消費生活情報を届くようにするため、引き続き多方面から効果的に啓発を行っていく必要がある。	—	—	—	消費生活課	推進G	
		本	2イ①		重点1	「消費生活出前講座(高齢者、障がい者等向け)」 26回 延べ562名参加※集計中	引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	【消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守る人対象)】 消費生活相談で寄せられた情報の活用や福祉関係部署と連携し、消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者及び見守る人向け20回程度)	消費者教育啓発学習事業費	495	消費生活課	推進G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱						令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
小柱						令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
			2ア③	さい再	重点1	「インターネット被害未然防止講座（高齢者・障がい者等向け）」 10回 延べ213名参加	引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	【インターネット被害未然防止講座の実施（高齢者・障がい者等対象）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を高齢者、障がい者等向けに実施する。（8回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7,856	消費生活課	推進G
			1イ③	さい再		「金融広報アドバイザー派遣講座」 2回 延べ61人参加 「くらしの経済講演会」 令和6年1月12日 大井町生涯学習センター 128名参加	引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（高齢者・障がい者等対象）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	県金融広報委員会事業		—	消費生活課	推進G
			2イ①	さい再	重点1	「ポータブルピルケース及び注意喚起カードの作成・配布」 40,000個作成 （主な配布先） 市町村、県内警察署（市町福祉関係課、関係機関を通じて高齢者へ配布） 「グッズを活用した消費者ホットライン『188』の啓発」 不織布バッグ2,500を作成し、イベント等で配布した 「見守りネットワーク設置に向けた個別の働きかけ」 横須賀市、小田原市	配布される方にとって、より使い勝手のよいグッズを作成するようリサーチを続ける必要がある。 引き続き、見守りネットワークの構築が進むよう、個別に市町村を訪問し課題の聞き取りを行う等働きかけを行う必要がある。 また、市町村の中で消費生活行政担当課と福祉各課、関係団体等の連携が図れるよう、支援を行う必要がある。	【高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等】 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守る人を対象とした啓発を実施するとともに、市町村への個別の働きかけを推進し、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 「悪質な訪問販売」に対する注意・啓発のためのグッズを作成し、配布する。 また、消費者ホットライン188を啓発するため、啓発グッズを作成・配布する	消費者教育強化事業費（交付金）		5,650	消費生活課	推進G
					重点1	「不織布エコバッグ」 2,500個作成 （主な配布先） 出前講座やイベント等の機会を通じて高齢者に配布	消費者ホットライン188の認知度を向上させるため、引き続き周知を図る必要がある。	【高齢者向け消費者ホットライン周知事業】 消費者トラブルに巻き込まれた際に適切に対応できるよう、消費者ホットライン188を啓発するグッズを作成し、出前講座やイベント等の機会を通じて、高齢者に配布する。	消費生活行政強化事業費（交付金）	（一部）	396	消費生活課	推進G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱													
小柱													
								新[靈感商法を含めた消費者被害未然防止事業] 靈感商法を含む様々な消費者トラブルに巻き込まれた際の相談先である「消費者ホットライン188」の認知度を向上するため、タウンニュースへ啓発記事等を掲載する。	消費生活行政強化事業費（交付金）		15,094	消費生活課	相一G
						「街頭キャンペーン」 場所 ①京急川崎駅 ②本厚木駅③小田原駅④横浜駅⑤武蔵小杉駅⑥長津田駅⑦相模大野駅⑧藤沢駅 期間 令和6年9月～2月 啓発物品配布数 7,363個（マグネットパー） 「悪質な訪問販売 撲滅キャンペーン（イベント）」 日程 令和6年2月4日（日） 場所 イオンモール座間 内容 漫才師等によるお笑いステージ、パネル展示など 参加人数 延べ約1,200人	引き続き、市町村や宣言団体等と連携して、訪問販売に関する消費者トラブルを未然に防止するための啓発を行っていく必要がある。	[「悪質な訪問販売 撲滅！」キャンペーン] 「悪質な訪問販売 撲滅」をテーマとした街頭キャンペーンやイベントを実施する。	消費者教育強化事業費（交付金）		7,750	消費生活課	推進G
		1ウ①	さい再			「SNS等を活用した啓発」 消費者月間（令和5年5月1日～31日） 投稿数 5回 かながわ消費者週間（令和5年10月13日～14日） 投稿数 4回 「買い物物が未来をつくる 未来をcaえる（増刷）」 8,000部作成 「つくる たべる エシカル」 10,000部作成 (主な配布先) 市町村等	「エシカル消費」の認知度を向上させるため、SNSを活用するなどして、エシカル消費の普及啓発を引き続き行っていく必要がある。 普及啓発については、プラスチックごみや食品ロスの削減推進など、引き続き庁内の関連部局と連携して取り組み必要がある。	[エシカル消費の普及] 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	消費者教育強化事業費（交付金）		2,300	消費生活課	推進G
		【家庭】										消費生活課	推進G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）				本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ	
中柱															
小柱															
				2イ②	さい再	重点2	「保護者向けリーフレット配架」 県内そごう・西武各店舗（令和5年4月26日～5月16日） 県内ユニー各店舗（令和6年2月28日～3月12日）	成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を引き続き行う必要がある。	【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、新成人等の保護者に向け、啓発リーフレットの配布や啓発動画の配信などを行い、理解促進を図る。	-		0	消費生活課	推進G	
				1イ③	さい再									消費生活課	推進G
							「消費生活出前講座（従業員向け）」 実績なし	本講座を認知し、活用してもらえるよう、事業者に向けた広報を強化する必要がある。	【消費生活出前講座の実施（職域）】 消費生活出前講座を実施する。（従業員等向け 5回程度） 産業労働局と連携し、本講座の有効性をPRしていく。	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	495	消費生活課	推進G	
				2ア③	さい再		「インターネット被害未然防止講座（一般向け）」 出前型 18回の延べ377名参加 参加者募集型 16回 延べ232名参加	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を参加や募集型等により実施する。（36回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7,856	消費生活課	推進G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）				本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ	
中柱															
小柱															
	③ 職域での消費者教育の促進			2ア③	さい再		2月22日にかながわ県民センターで「サイバーセキュリティセミナー2024」を開催。 セミナー開催周知を記者発表、県ウェブサイトでの開催案内ページの公開。 県機関・横浜市・神奈川県警・県内ファミリーマート、イオン、第一生命でチラシ配架（令和5年12月下旬） 当日参加 79名	数年ぶりに対面での開催となった。開催当日は大きな問題もなく開催できたが、昨年度より参加者が減っている。今後参加者を増やすために、オンラインと併用開催の検討が必要である。	【サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事 「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）】 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。	—		—	デジタル戦略本部室	情報セキュリティG	
			4イ①	さい再		「景品表示法研修資料」の生活衛生課ホームページ掲載 及び関係団体への周知」 「事業者向けセミナー」 6回（①神奈川県新聞販売組合 及び京浜新聞販売組合、②かながわ住まいまちづくり協会、③日本訪問販売協会、④神奈川県ケーブルテレビ協議会（2回）、⑤横浜中華街発展会協同組合）計175名参加	引き続き、オンラインも活用しながら、事業者に対して消費生活行政に係る 情報提供等 を行っていく必要がある。	【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	消費者行政企画調整費		28	消費生活課	指導G		
								「消費生活出前講座（従業員向け）」 実績なし	本講座を認知し、活用してもらえるよう、事業者に向けた広報を強化する必要がある。	【消費生活出前講座の実施（職域）】 消費生活出前講座を実施する。（従業員等向け 5回程度） 産業労働局 と連携し、本講座の有効性をPRしていく。	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	495	消費生活課	推進G
					1イ③	さい再		「金融広報アドバイザー派遣講座」 実績なし 「くらしの経済講演会」 令和6年1月12日 大井町生涯学習センター 128名参加	より多くの人が受講できるよう、県金融広報委員会と連携して、広報を強化する必要がある。	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（職域）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	県金融広報委員会事業		0	消費生活課	推進G
	イ 消費者教育の拠点機能	① 消費生活相談機能											消費生活課	推進G	

注 * 一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 * 「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 * 当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱						令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
小柱						令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
機能の発揮と連携の推進	報を踏まえた研修実施・教材作成		1ア①大学 1ア②地域	さい再	重点1・2	「契約のきりふだ（若者編）」発行 県発行 30,000部 （主な配布先） 県内全高等学校、大学、専修学校 496か所 市町村共同発行分 42,600部 大学、専修学校との共同発行分 200部 「契約のきりふだ（高齢者編）」（R2.11月発行） 消費生活出前講座等で約12,000部活用	若者編については、若者の消費者トラブルの未然防止のため、より効果的なリーフレットを作成し、啓発する必要がある。 高齢者編については、引き続き高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすく伝えていく必要がある。	「[契約のきりふだ(高齢者編)]」の発行及び「[契約のきりふだ(若者編)]」の活用 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行するとともに、場面に応じて提供し、活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和6年度は「高齢者編」を作成）＞	消費者教育推進事業費		660	消費生活課	推進G
		2ア①	さい再		「かながわ消費生活注意・警戒情報」 12回発行 各6,400部 テーマ「投資グループに誘われるFX取引の詐欺的なトラブルに注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 336か所	新たな手口によるトラブルの未然防止や拡大防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。	「[かながわ消費生活注意・警戒情報]」の発行 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。さらに、令和6年度より新たに、生協情報紙に概要を掲載する。加えて、管轄地域の高齢化率が高い警察署に提供し、巡回連絡等での活用を図る。（月1回、随時）	消費者行政企画調整費	—		消費生活課	相二G	
		3ア③	さい再		「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ505名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回）	消費生活相談機能支援事業費	288	消費生活課	相一G・ 相二G		
		3イ②	さい再										消費生活課

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一 部 ）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ
中柱	小柱					「新規課題対応研修（オンデマンド配 信）」 6回 延べ470名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、 世相に応じたテーマを設定していく必 要がある。 また、オンデマンド配信により、受講 の機会は確保できるようになったが、 研修の時期やテーマについて、受講者 の意見を踏まえながら柔軟に対応を進 めていく必要がある。	【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対 応するため、県・市町村の職員および相 談員を対象とした新規テーマを扱う研 修を実施する。（6回）	消費生活相談員等へ「ヘルプ」推進 事業費（交付金）		216	消費生活課	相二 G
② 消費者教育の担い手		1 イ②	さい再		「つながる・かながわ 消費者教育 ーかながわ消費者教育サポートサイト ー」の随時更新を行い、広く県民に情 報提供を行った。	ひろ けんみん じょうほういきょう おこな りやすいサイト構成や閲覧者の利便性 を高める必要がある。	【消費者教育推進連携・協働事業 ポ ータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い 手を結びつける消費者教育ポータルサ イトを運営する。	—	—		消費生活課	すすしん 推進 G	
					第1回（令和5年9月22日～10月1 日） テーマ「消費生活に関する普及・啓 発活動について」 回答者322名／対象者379名 第2回（令和5年12月1日～10日） テーマ「消費生活と消費者行政につ いて」 回答者309名／対象者379名	けん しょうひしやぎょうせい さんこう 県の消費者行政施策展開の参考とする ため、事業等の現状把握や今後の方向 性の検討等に資する調査となるよう、 調査項目を精査する必要がある。	【消費生活eモニターアンケート実施】 消費生活に関する県民の意識を把握す るため、インターネットを利用して調 査を実施する。（年2回程度）	—	—	消費生活課	すすしん 推進 G		
					けいはつりょう しょうそんしょうひせいかつそうだんまどぐち 啓発資料の市町村消費生活相談窓口等 への提供 ・契約のきりふだ（高齢者編） 1,430部 ・契約のきりふだ（若者編） 11,826部 ・つくる たべる エシカル 6,700部 ・買い物物が未来をつくる 未来をかえ る 800部 等	おお しょうひしや て とど ふ ばしょ はいふ ほうほう しょうそん ちょうせい 布場所、配布方法を市町村と調整して 検討する必要がある。	【市町村に対する啓発資料の提供】 市町村の消費生活相談窓口が、消費者 教育の拠点としての役割を果たせるよ う、県作成の啓発資料等を提供する。	—	—	消費生活課	すすしん 推進 G		
		1 ア①小中高	さい再	重点2	「消費者教育 教員 研修」 開催期間 令和5年7月28日～8月 25日 14講座 延べ125名参加	きょういんどう せつぎよくてき けんしゅう さんか 教員等 が積極的に研修に参加で きるよう、実施内容等について検討す る必要がある。	【消費者教育 教員 研修の実施】 教員等を対象に、幅広い消費者問題に 関する研修を実施する。 開催期間 令和6年7月～8月 14講座（一部の講座についてハイブ リッド配信を実施）	しょうひしやきょういくすいしんじぎょうひ 消費者教育推進事業費	400	消費生活課	すすしん 推進 G		

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予算 額（千円）	担当課	担当グループ	
中柱														
小柱														
の 育 成 ・ 活 動 の 支 援													消費生活課	推進 G
					「消費者教育の担い手の育成・活動の支援についての研修（オンデマンド配信）」 1回 延べ45名参加	消費者教育の担い手として活動できるような人材をより多く育成できる研修内容を検討し、実施していく必要がある。	【消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修の実施】 消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	消費生活相談機能支援事業費	36	消費生活課	推進 G			
					「SNS投稿数」 消費者月間（令和5年5月1日～31日） 10団体 14回 かながわ消費者週間（令和5年10月14日～20日） 9団体 10回	引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、各団体の日ごろの活動をSNS等で発信していく必要がある。	【消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援】 消費者月間 及びかながわ消費者週間において消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	—	—	消費生活課	推進 G			
		本 本	1イ①	「つながる・かながわ消費者教育—かながわ消費者教育サポートサイト—」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。	広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める必要がある。	【消費者教育推進連携・協働事業ポータルサイトの運営】 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	—	—	消費生活課	推進 G				
	1ウ①													
	2ア②													
	③消費生活に関連するその他の教育との連携	本 本	1ア①小中高	「金融広報アドバイザー派遣講座」 35回 延べ852人参加 「くらしの経済講演会」 令和6年1月12日 大井町生涯学習センター 128名参加	より多くの人が受講できるよう、県金融広報委員会と連携して、広報を強化する必要がある。	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	県金融広報委員会事業	—	消費生活課	推進 G				
			1ア①大学											
			1ア②地域											
			1ア②家庭											
			1ア②職域											
				・ホームページ「災害に伴う消費生活情報」の運営 ・ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、消費者の皆さんに心がけていただきたいこと」の運営及びSNSによる情報発信	引き続き、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。	【災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進】 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	—	消費生活課	企画 G					

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一部） 令和6年度当初予算 額(千円)	担当課	担当グループ
中柱												
小柱												
						「環境基本計画」（R6年度～（R5.3月末改定）） 本県における環境政策を推進する上での基本的な計画として平成9年策定。現行の計画は令和6年度から令和12年度までが計画期間。 施策分野ごとに設定した指標や各個別計画に基づく施策の取組状況から、分野全体の進捗を総合的に把握する。計画期間の最終年度にそれまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、計画全体を見直し改定するが、環境をめぐる動向・社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、最終年度を待たずに見直しを実施する。 ＜施策の内容＞ 「第2章 施策分野」の「5 横断的な取組」の「（2）環境教育・学習の推進」に基づき事業を実施					消費生活課 環境課	企画G・ 環境計画G
						「循環型社会づくり計画」 「循環型社会」の実現に向け、本県の廃棄物対策の基本的方向を示す計画として平成14年策定。現行の計画は平成24年度から令和5年度までが計画期間。 毎年度、計画目標の値に対する廃棄物の排出量等の実績、各事業の実施状況の把握により進行管理を行っている。 ＜施策の内容＞ 「大柱1 資源循環の推進」「中柱3 人材の育成と広域連携の推進等」の「環境教育・学習及び人材育成の推進」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「消費者教育」を通じて、消費、廃棄等の消費行動が環境に与える影響を考慮し、主体的に行動ができる消費者の育成を図る」）					消費生活課 資源循環推進課	
						「食育推進計画」 本県の食育推進の方向性、目標を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として平成20年策定。現在の計画は第4次計画で、令和5年度から令和9年度までが計画期間。 ＜施策の内容＞ 「（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「（2）持続可能な食を支える食育の推進」の2つの基本方針に沿って体系づけた「食育の基本的施策」に基づき事業を実施。（「消費生活に関する情報提供」について位置付けあり：消費生活情報紙への食に関する情報の掲載等）					消費生活課 健康増進課	
						「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」 食の安全・安心の確保の推進に当たり、本県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すため策定。令和4年3月に第5次指針（令和4年度から令和6年度まで）策定。毎年度、行動計画を策定し、進捗状況報告により点検を行っている。 ＜施策の内容＞ 第5次指針：「◎リスクに関する相互理解(リスクコミュニケーション)」などの「施策の方向に沿った取組み」に基づき事業を実施。（「食の安全・安心に関する情報発信」等について位置付けあり：出前講座等による食に関する情報提供等）					消費生活課 生活衛生課	
						「かながわ国際施策推進指針」 本県の国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すため、平成16年策定。現在の指針は第4版で、平成28年度改定。 ＜施策の内容＞ 「施策の方向4 多文化理解の推進」などの方向に基づき事業を実施。（地球市民かながわプラザでの講座等の開催、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスの提供など。）					消費生活課 国際課	
						「かながわ子ども・若者支援指針」 本県の青少年施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定めたもので、平成17年に「かながわ青少年育成指針」として策定し、平成22年及び28年に改定。このたび、子ども・若者をとりまく社会環境が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者施策のより一層の推進を図るため、名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に名称を改め、令和5年3月に改定。 毎年度、指針に位置付けのある事業の実績を調査し、結果を「神奈川県子ども・青少年みらい本部（知事を長とする庁内組織）青少年総合対策部会」において共有するとともに、「子ども・若者白書」として当年度の実施結果を取りまとめている。 ＜施策の内容＞ 「施策の方向3 子ども・若者の健康と安心安全の確保」、「施策の方向14 急激に進展する情報化社会への対応」「施策の方向15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり」などの方向に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「学校における成年年齢引下げに伴う消費者教育や、金銭・金融教育」の推進）					消費生活課 青少年課	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	れいわ　ねんどじっしじぎょうじっせき	れいわ　ねんど　じっし　じぎょう　かだい	れいわ　ねんどじっしじぎょうけいかく	れいわ　ねんど 令和6年度 とうしょよさんじぎょうめい 当初予算事業名	（一 部）	れいわ　ねんどとうしょ　よさんが 令和6年度当初予算 額（千円）	たんとうか 担当課	たんとう 担当グループ	
中柱						れいわ　ねんどじっしじぎょうじっせき 令和5年度実施事業実績	れいわ　ねんど　じっし　じぎょう　かだい 令和5年度実施事業の課題	れいわ　ねんどじっしじぎょうけいかく 令和6年度実施事業計画	れいわ　ねんど 令和6年度 とうしょよさんじぎょうめい 当初予算事業名	（一 部）	れいわ　ねんどとうしょ　よさんが 令和6年度当初予算 額（千円）	たんとうか 担当課	たんとう 担当グループ	
小柱														
ウ	持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	① エシカル（倫理的）消費の普及				かながわけんしょくひん　さくげんすいしんけいかく 「神奈川県食品ロス削減推進計画」 ほんけん　しょくひん　さくげん　そうごうてき 本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年「神奈川県食品ロス削減推進計画」として策定。現行の計画は2022年度から2030年度までの9年間。 ほんけいかく　きさい　しきく　ちやくじつ　すいしん 本計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況　及び施策の実施状況について把握するとともに、その結果を県ホームページや県の広報媒体等を利用 して、広く県民に対して広報を行う。 ＜施策の内容＞ 「消費者に向けた普及啓発」「事業者の取組に対する支援」「先進的な取組などの収集　や情報提供　」 「未利用食品を提供する活動（フードバンク活動等）の促進」に基づ き事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「教育　及び学習の振興・普及啓発等」の推進）							しょうひせいかつか 消費生活課 しげんじゅんかんすいしん 資源循環推進 か 課	
			ほん 本	1ア②地域 2ア②	「SNS等を活用した啓発」 しょうひしやげつかん　れいわ　ねん 消費者月間（令和5年5月1日～31 日） とうこうそう　かい 投稿数　5回 かながわ　ひしやしゅうかん　れいわ　ねん かながわ消費者週間（令和5年10月 14日～20日） とうこうそう　かい 投稿数　4回 「かい　もの　みらい　みらい 「買い物か未来をつくる　未来をかえ る（増刷）」 ぶ　さくせい 8,000部作成 「つくる　たべる　エシカル」 ぶ　さくせい 10,000部作成 （主な配布先） しちようそんなど 市町村等	「エシカル消費」の認知度を向上させ るため、SNSを活用するなどして、エ シカル消費の普及啓発を引き続き行っ ていく必要がある。 ふきゅうけいはつ　ひつよう 普及啓発については、プラスチックご みや食品ロスの削減推進など、引き続 き庁内の関連部局と連携して取り組む ひつよう 必要がある。	【エシカル消費の普及】 しょくひん　ふきゅう 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消 費の普及に向けて、SNS等を活用した 啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる 啓発資料を発行する。	しょうひしやきょういきやうかじぎょうひ　こうふきん 消費者教育強化事業費（交付金）		2,300	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G		
			1イ②	さい 再	「つながる・かながわ　しょうひしやきょうい 消費者教育 —かながわ消費者教育サポートサイ ト—」の随時更新を行い、広く県民に情 報提供を行った。	ひろ　けんみん　じょうほういきやう　おこな 広く県民に情報提供を行うため、わか りやすいサイト構成や閲覧者の利便性 を高める工夫が必要である。	【消費者教育推進連携・協働事業　ポ ータルサイトの運営】 しょうひしや　まな　ば　しょうひしやきょうい　にな 消費者の学びの場と消費者教育の担い 手を結びつける消費者教育ポータルサ イトを運営する。	—		—	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G		
			1ア②地域	さい 再										
						けん　にんてい 県が認定するリサイクル製品につい て、新たに2製品を認定するとともに 認定製品を紹介するパンフレットを作 成した。また、県ホームページにより リユース・リサイクルに関する情報発 信を行った。	ゆうせん 3Rで優先すべきリユースの促進と、 けん　にんてい 県が認定するリサイクル製品の認知度 向上が必要である。	【リユース・リサイクル関連の取組み】 けん　にんてい 県が認定するリサイクル製品につい て、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更 新）により、リユース（再使用）の促 進を図る。	はいきぶつ　そうごうたいさく 廃棄物総合対策 すいしんじぎょうひ 推進事業費	（一 部）	390	しげんじゅんかん　すい 資源循環推進 しんか 課	ちようせい 調整G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）				本 掲	再 掲	重 点	れいわ　ねんどじっしじぎょうじっせき 令和5年度実施事業実績	れいわ　ねんど　じっし　じぎょう　かだい 令和5年度実施事業の課題	れいわ　ねんどじっしじぎょうけいかく 令和6年度実施事業計画	れいわ　ねんど 令和6年度 とうしょよさんじぎょうめい 当初予算事業名	（一 部）	れいわ　ねんどとうしょ　よさんが 令和6年度当初予算 額（千円）	たんとうか 担当課	たんとう 担当グループ
中柱							れいわ　ねん　がつ　かながわけん 令和6年1月に「神奈川県ワンウェイ プラ削減オンラインフォーラム」を開 催し、先進事例の発信及び意見交換を 行い、事業者・団体・市町村間の連携 強化やフォーラム参加者間での情報共 有を行った。	ワンウェイプラ削減が広く取り組まれ るよう、引き続き普及啓発及び事業者 支援が必要である。	【ワンウェイプラ削減関連の取組み】 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委 員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を 進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組 む事業者を支援する。	プラスチックごみ削減推進事業 費	（一 部）	1,194	しげんじゅんかん　すい 資源循環推進 課	ちようせい 調整G
小柱							けんない　とりくみじれい　けん 県内の取組事例を県ホームページで情 報提供した。 また、令和5年9月に次世代を担う若 年層向けに、脱炭素所管課と連携し、 ワークショップを実施した。	しんがた　かんせんしやう　こうどう 新型コロナウイルス感染症による行動 制限がなくなり、県民活動が活発に なってきたこと等も念頭に入れ、引き 続き食品ロスの削減に向け普及啓発を 進めていく必要がある。	【食品ロス関連の取組み】 神奈川県食品ロス削減推進計画に基 き、食品ロスの削減に向けて、事業者 や事業者団体への普及啓発を図る。	じゅんかんがたやかい 循環型社会づくり 推進事業費	（一 部）	789	しげんじゅんかん　すい 資源循環推進 課	しどう 指導G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者行政企画調 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
基本方向2 消費者被害の未然防 止	ア 被害未然防 止に向けた注 意喚起・情 報発信	中柱				令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者行政企画調 当初予算事業名				
		小柱				令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者行政企画調 当初予算事業名				
基本方向2 消費者被害の未然防 止	ア 被害未然防 止に向けた注 意喚起・情 報発信	①相談情報を生かした注意警戒情報等の発信	本	1 イ① 3 ア② 4 ウ① 4 ウ③	「かながわ消費生活注意・警戒情報」 12回発行 各6,400部 テーマ「投資グループに誘われる F X取引の詐欺的なトラブルに注意！」等 (主な配布先) 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議 会等 336か所	新たな手口によるトラブルの未然防止 や拡大防止につながる情報を、積極的に に収集していく必要がある。	【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の 発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられ た相談事例や国民生活センターから提 供される啓発情報の中から、消費者に 特に周知する必要がある情報を迅速か つ的確に、県内に広く提供する。さら に、今年度より新たに、生協情報紙に 概要を掲載する。加えて、管轄地域の 高齢化率が高い警察署に提供し、巡回 連絡等での活用を図る。(月1回、随 時)	消費者行政企画調 整費	(一部)		-	消費生活課	相二G
			3 ア②	再	「消費生活相談警戒情報」 50件（見込み） 「消費生活相談概要」公表（令和5年7月） 「屋根や給湯器などの点検商法のトラブルに注 意！」公表（令和6年1月）、併せて啓発チ ラシ配布（約12,000部）・生協情報紙へ掲載（令 和6年2月） 「相談統計速報」 月1回 「緊急通報」 18件	提供すべき情報を見逃さないよう常に アンテナを高く張っておくとともに、 消費生活相談情報を迅速かつ正確に分 析し、適時・適切な情報提供をする必 要がある。	【PIO-NET等による消費生活相談情報 の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を分 析し、「消費生活相談概要」等により県 民、市町村等に情報提供する。また、 市町村から緊急通報を収集し、関係機 関で共有する。	消費生活相談機能 支援事業費		106	消費生活課	相一G 相二G	
					「かながわ消費生活注意情報」 10回	引き続き、最新の消費生活に関する注 意情報について、迅速に情報発信して いく必要がある。	【消費生活注意情報の発信】 県民向けに最新の消費生活に関する注 意情報を、課のホームページやSNS を通じて随時提供する。	-		消費生活課	相一G		
			4 ウ①	再	商品テスト実施 「電子レンジ用哺乳瓶消毒器の商品テスト」 委託先（一財）日本文化用品安全試験所 「商品テストコーディネート」 2製品（「ポータブル電源」「長靴」）	寄せられた相談内容を精査し、注意喚 起の側面などから適時適切に商品テ ストが必要な案件を選出して実施する必 要がある。 また、必要に応じて他機関と連携し、 商品テストのコーディネートを行って いく必要がある。	【商品テスト分析の実施】 消費生活相談で提起された商品等から テーマを選定し、各研究機関と連携し て商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意 事項などについて、消費者へ注意喚起 や情報提供を行う。	消費生活相談機能 支援事業費		250	消費生活課	相一G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ			
	中柱															
	小柱															
		②ホームページ、SNS等様々な媒体による効果的な情報発信				タイムリーに更新を行い、消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信した。 「代表的なホームページのアクセス件数」 ・ワンクリック詐欺の相談事例 64,568件 ・消費生活注意・警戒情報 11,974件	引き続きタイムリーな更新に努めるとともに、各種啓発資料にQRコードを掲載する等、ホームページを周知し、多くの方に閲覧していただく工夫をする必要がある。	【ホームページによる情報発信】 消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。	-		-	消費生活課	企画G			
						「SNSによる情報発信件数」 ・フェイスブック 140件 フォロワー231人 ・ツイッター 126件 フォロワー793人	フェイスブック、ツイッター共にフォロワー数が少ない状況にあるため、効果的な情報発信を図るには、更にフォロワー数を増やしていく必要がある。	【SNS等による情報発信】 X（旧ツイッター）等により、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。さらに、より多くの人に情報を伝えるため、フォロワーの獲得を目的とした、ハッシュタグや動画を活用した情報発信を行う。	-		-	消費生活課	企画G			
			2イ②	さい再	重点2	「保護者向けリーフレット配架」 県内そごう・西武各店舗（令和5年4月26日～5月16日） 県内ユニー各店舗（令和6年2月28日～3月12日）	成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を引き続き行う必要がある。	【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、新成人等の保護者に向け、啓発リーフレットの配布や啓発動画の配信などを行い、理解促進を図る。 保護者向けリーフレット配架(県内そごう等の各店舗) PTA等を通じた保護者向けリーフレットの配布	-		-	消費生活課	推進G			
		2イ②	さい再	重点2	「若者向け成年年齢引下げ啓発動画「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害～」 ・YouTubeでの配信 ・市町村との連携による放映（川崎市、小田原市）	引き続き、若者向け啓発動画を活用した啓発を行っていく必要がある。	【若者向け成年年齢引下げ啓発動画の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。	-		-	消費生活課	推進G				

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（ 一部	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱	小柱											
			1ウ①	再		「SNS等を活用した啓発」 消費者月間（令和5年5月1日～31日） 投稿数 5回 かながわ消費者週間（令和5年10月14日～20日） 投稿数 4回 「買い物物が未来をつくる 未来をかえる（増刷）」 8,000部作成 「つくる たべる エシカル」 10,000部作成 （主な配布先） 市町村等	「エシカル消費」の認知度を向上させるため、 SNSを活用するなどして、エシカル消費の普及啓発を引き続き行っていく必要がある。 普及啓発については、プラスチックごみや食品ロスの削減推進など、引き続き庁内の関連部局と連携して取り組む必要がある。	【エシカル消費の普及】 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	消費者教育強化事業費（交付金）		2,300	消費生活課	推進G
			1イ②	再		「つながる・かながわ 消費者教育 ーかながわ消費者教育サポートサイトー」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。	広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める工夫が必要である。	【消費者教育推進連携・協働事業ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	-		-	消費生活課	推進G
												消費生活課	企画G 推進G
		③インターネットを介して発生	本	1ア①小中高	重点2	「インターネット被害未然防止講座(学校向け)」 110回 延べ13,134名参加	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。（学校向け71回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7856	消費生活課	推進G
				1ア①大学									

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱	小柱											
	工 する 消費 者被 害へ の対 応												
			本	1ア②家庭		「インターネット被害未然防止講座（一般向け）」 出前型 16回 延べ294名参加 参加者募集型 16回 延べ232名参加	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	【インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を参加や募集型等により実施する。（37回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7,856	消費生活課	推進G
			本	1ア②地域	重点1	「インターネット被害未然防止講座（高齢者・障がい者等向け）」 10回 延べ213名参加	引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	【インターネット被害未然防止講座の実施（高齢者・障がい者等対象）】 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を高齢者、障がい者等向けに実施する。（8回程度）	消費者教育啓発学習事業費		7,856	消費生活課	推進G
						インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供した。 「インターネットの危ない世界part2」 2,697部配布（うち800部は講座用）2月末現在	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための情報提供を行っていく必要がある。	【インターネット被害未然防止教材の提供】 インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供する。	消費者教育啓発学習事業費		-	消費生活課	推進G
			本	1ア②		「サイバーセキュリティセミナー2024（かながわ県民センターで対面で開催）」 1回 79名参加	対面での開催となったが、大きな問題もなく開催できた。今後はオンラインと併用開催を視野にいれ、令和5年度より多くの方に参加していただける方法の検討が必要である。	【サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事 「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）】 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。				デジタル戦略本部室	情報セキュリティG
	イ	①高 齢者・ 障が い者	本	3ア③	重点1	「福祉関係機関等と連携した相談員等レベルアップ研修」（オンデマンド配信） 1回 延べ67名参加 消費生活相談員等のスキルアップのための「出前講座講師の養成研修」（オンデマンド配信） 1回 延べ45名参加	オンデマンド形式を中心に実施するが、それぞれの契約弱者の課題に応じた研修方式を検討する必要がある。	【契約弱者に配慮した相談対応】 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。 また、見守り出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	消費生活相談機能支援事業費		38	消費生活課	推進G 相一G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	れい わねん ど 令和5年度実施事業実績	れい わねん どじっし ぎょう 令和5年度実施事業の課題	れい わねん ど 令和6年度実施事業計画	れい わねん ど 令和6年度 消費者教育推進事業 当初予算事業名	（一 部）	れい わねん ど 令和6年度当初予 算額（千円）	たん とう 担当課	たん とう 担当グ ループ	
	ちゅう ちゅう 中柱	こばしら 小柱												
	はいり よ に 配 慮 し た 対 応	はいり よ に 配 慮 し た 対 応												
	はいり よ に 配 慮 し た 対 応	はいり よ に 配 慮 し た 対 応	1ア②地域	さい 再	重点 1	「契約のきりふだ（高齢者編）」（R4.12月発行）の活用 消費生活出前講座等で約11,500部活用	引き続き、高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすく伝えていく必要がある。	【契約のきりふだ(高齢者編)】の発行 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金融教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和6年度は「高齢者編」を作成）＞	消費者教育推進事業費		660	消費生活課	推進G	
					重点 1	【障がい者向け消費者教育資料の活用】 障がい者の消費者被害を未然防止するため、消費者トラブル事例等についてわかりやすく書かれたリーフレットを出前講座等に活用した。	引き続き、障がい者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすく伝えていく必要がある。	【障がい者向け消費者教育資料の活用】 障がい者の消費者被害を未然防止するため、消費者トラブル事例等についてわかりやすく書かれたリーフレットを出前講座等に活用する。	－		－	消費生活課	推進G	
			1ア②地域	さい 再	重点 1	「消費生活出前講座(高齢者、障がい者等向け)」 26回 延べ562名参加※集計中	引き続き、講座の活用が進むよう、周知方法や受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法を検討していく必要がある。	【消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守る人対象)】 消費生活相談で寄せられた情報の活用や福祉関係部署と連携し、消費生活出前講座を実施する。（高齢者、障がい者及び見守る人向け20回程度）	消費者教育啓発学習事業費			495	消費生活課	推進G
			本	1ア②地域	重点 1	「ポータブルピルケース及び注意喚起カードの作成・配布」 40,000個作成 (主な配布先) 市町村、県内警察署（市町福祉関係課、関係機関を通じて高齢者へ配布） 「グッズを活用した消費者ホットライン『188』の啓発」 不織布バッグ2,500を作成し、イベント等で配布した 「見守りネットワーク設置に向けた個別の働きかけ」 横須賀市、小田原市	はいふ 配布される方にとって、より使い勝手のよいグッズを作成するようリサーチを続ける必要がある。 引き続き、見守りネットワークの構築が進むよう、個別に市町村を訪問し課題の聞き取りを行う等働きかけを行う必要がある。 また、市町村の中で消費生活行政担当課と福祉各課、関係団体等の連携が図れるよう、支援を行う必要がある。	こうれい しゃ と み ま も 【高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等】 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守る人を対象とした啓発を実施するとともに、市町村への個別の働きかけを推進し、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 「悪質な訪問販売」に対する注意・啓発のためのグッズを作成し、配布する。 また、消費者ホットライン188を啓発するため、啓発グッズを作成・配布する	しょうひ しゃ きょう い しん ぎ よ 消費者教育強化事業費（交付金）			5,650	消費生活課	推進G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱												
	小柱												
						「不織布エコバッグ」 2,500個作成 (主な配布先) 出前講座やイベント等の機会を通じて高齢者に配布	消費者ホットライン188の認知度を向 上させるため、引き続き周知を図る必 要がある。	【高齢者向け消費者ホットライン周知 事業】 消費者トラブルに巻き込まれた際に適 切に対応できるよう、消費者ホットラ イン188を啓発するグッズを作成し、 出前講座やイベント等の機会を通じ て、高齢者に配布する。	消費生活行政強化 事業費(交付金)	396	消費生活課	推進G	
						「ポップアップメモ」 150,000個作成 (主な配布先) 市町村、県内警察署、県内民生委員児童委員協議会等 122か所	靈感商法を含む様々な消費者トラブル に巻き込まれた際の相談先である「消 費者ホットライン188」を周知する ため、引き続き多方面から効果的に啓 発を行っていく必要がある。	新【靈感商法を含めた消費者被害未然 防止事業】 靈感商法を含む様々な消費者トラブル に 巻き込まれた際の相談先である「消費 者ホットライン188」の認知度を向 上のため、タウンニュースへ啓発記事 等を掲載する。	消費生活行政強化 事業費(交付金)	15,094	消費生活課	相一G	
			本 本	3ウ②	重点 1	「啓発ポスター」 350部作成 (主な配布先) 市町村、社協、ボランティア活動支援セン ター等 「高齢者のための消費生活相談」 期間 令和4年9月25日～27日 相談件数 53件	引き続き複数の広告媒体を活用し、本 キャンペーンを通じて高齢者がより相 談しやすくなるよう、消費生活相談窓 口の周知を行う必要がある。	【関東甲信越ブロック共同キャンペー ン(高齢者)】 高齢者の消費者被害を未然に防止する ため、共同キャンペーンを実施する。 (9月実施)	-	(一部)	-	消費生活課	推進G・ 相一G
			重点 1			・民生委員・児童委員の活動への支援 定数 4,075人 相談・支援件数 未定 活動日数 延べ 未定 ・委員の資質向上のための研修の実施 研修受講者(一部申込者) 未定 実施回数 5回 ・県民生委員児童委員協議会への支援	集合研修を実施し、民生委員・児童委 員に対する十分な効果があったが、次 年度以降も効果的な研修を実施する必 要がある。	【高齢者の地域見守り】 一人暮らし高齢者世帯など地域住民に 対して相談・支援活動を行う民生委 員・児童委員の活動を支援する。	・民生委員児童委 員推薦事務費 ・民生委員児童委 員活動費補助 ・民生委員児童委 員研修事業費 ・県民生委員児童 委員協議会活動費 補助 ・民生委員児童委 員担い手確保対策 事業費補助	274,993	地域福祉課	地域福祉 G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱	令和5年度実施事業実績				令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	令和6年度当初予 算額(千円)		担当課	担当グ ループ	
	小柱												
			重点1	在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動への支援 ・友愛在宅訪問チーム 580チーム ・友愛サロン 31市町村	地域での支え合い活動の担い手として、老人クラブの存在が重要性を増していることから、今後さらなる活性化を図る必要がある。	【老人クラブによる高齢者の見守り(友愛訪問等)】 在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。	県老人クラブ連合会補助事業費	10,115	高齢福祉課	地域福祉G			
			重点1	①保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を実施した。 ②集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認や家事援助を実施した。 ③配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施した。	訪問による「見守り」や「安否確認」だけでなく、電話やICTの活用による「見守り」・「安否確認」を含めた高齢者の見守り体制の充実を図る必要がある。	【市町村による①訪問型サービス②生活援助員派遣事業③配食サービス事業を通じた高齢者の見守り】 ①保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を実施する。 ②集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施する。 ③配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施する。	地域支援事業交付金	5,868,005	高齢福祉課	企画G			
			重点1	高齢者宅を訪問するなどして、注意喚起を実施するとともに、高齢者向け消費者トラブル未然防止啓発グッズを配付した。	引き続き、高齢者宅訪問等により、悪質商法や特殊詐欺等の注意喚起を行う必要がある。	【高齢者に対する注意喚起】 高齢者宅を訪問するなどして、啓発グッズやチラシを配付するなど、注意喚起を実施する。	－	県警本部 消費生活課	生活安全 総務課 推進G				
			3ア①	再	「遠隔手話通訳サービスによる相談対応」 相談時間 火曜～金曜(祝休日及び年末年始を除く) 9:30～16:30 相談件数 0件	サービスが必要な相談者に認知されるよう、引き続き周知を図る必要がある。	【遠隔手話通訳サービスを利用した相談】 タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーション支援を行う。 県聴覚障害福祉部門と連携し、制度の周知を図っていく。	－	消費生活課	相一G			

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	れいわ ねんど 令和5年度実施事業実績	れいわ ねんど じっし じぎょう 令和5年度実施事業の課題	れいわ ねんど かだい 令和6年度実施事業計画	れいわ ねんど 令和6年度 へいねんぎまん じぎょうめい 当初予算事業名	（ 一部 ）	れいわ ねんど 令和6年度当初予 算額(千円)	たんとうか 担当課	たんとう 担当グ ループ	
基本方向（大柱）	中柱					れいわ ねんど 令和5年度実施事業実績	れいわ ねんど じっし じぎょう 令和5年度実施事業の課題	れいわ ねんど かだい 令和6年度実施事業計画	れいわ ねんど 令和6年度 へいねんぎまん じぎょうめい 当初予算事業名		（ 一部 ）	れいわ ねんど 令和6年度当初予 算額(千円)	たんとうか 担当課	たんとう 担当グ ループ
	ちゅうしら 小柱	ちゅうしら 小柱												
				重点 1	せいねんこうけんせいど いっぱんそうだん の けん ・成年後見制度の一般相談 延べ760件 ちいき そうだんきかん しえん じぎょう ・地域の相談機関の支援事業 しちょうそんむ けんしゅう さんかしや めい 市町村向け研修(オンライン)参加者75名 ・地域連携ネットワークフォーラム(オンライ ン)参加者84名 しちょうそんしやかいふくし きょうぎかいとう ほうじんこうけん しゃけん ・市町村社会福祉協議会等の法人後見担当者研 修(オンライン)参加者556名 いしけつてい しえん けんしゅう かい ・意思決定支援研修 1 回 しゅっちせうめいかいおよ そくだんかい じっし かい ・出張説明会及び相談会の実施 3 回 しみん こうけんにん ようせいこうぎ ・市民後見人の養成講座(オンライン) 1 回	せいねんこうけんせいど りよう しゃ ねんねんぞうか 成年後見制度の利用者は年々増加して おり、だいさんしやこうけんにん ひつようせい たか ・第三者後見人の必要性が高まっ ているため、かくしちょうそん ほうじんこう けん たちあ しみん こうけんにんようせい とりくみ 見の立上げや市民後見人養成の取組み が進むよう引き続き支援を行う必要が ある。	せいねんこうけんせいど りよう しえん 【成年後見制度の利用支援】 はんだんのうりよく じゅうぶん こうれいしや しょう 判断能力が十分でない高齢者や障がい 者等が、ちいと ちいき あんしん じりつ せいかつ 者等が、地域で安心して自立した生活 を送るために、「かながわ成年後見推 進センター」をきょてん せいねんこうけんすい 進センター」を拠点に成年後見制度の 利用を支援する。	・かながわ成年後 見推進センター事 業費 ・成年後見人材育 成事業費		24, 141	ちいき ふくしか 地域福祉課	ちいき ふくし 地域福祉 G		
					こころ 「心のバリアフリー推進員養成研修」 ぜん かい しゅうりようしや めい 全4回 修了者 26名	すいしんいん あんていてき よう 心のバリアフリー推進員を安定的に養 成していくため、けんしゅう こうせいとう けんとう 成していくため、研修の構成等を検討 し、さらに多くの県内企業等に事業を 活用してもらえるよう周知するととも に、ようせいけんしゅうしゅうりようしや きぎょうなど ・養成研修修了者が、各企業等にお いて障がい理解等の職員研修を実施で きるようにしていく必要がある。	じぎょうしや りかいそくしん 【事業者への理解促進】 障がいについてのただ りかい そくしん 障がいについての正しい理解を促進す るため、障がい者への接客対応が求め られる企業等の社員研修の場に、障が い者等を講師として派遣するなど、研 修をコーディネートする。また、企業 等において障がい者に対する取組みの ちゅうしんてき やくわり にな ひと こころ 中心的な役割を担う人を「心のバリア フリー推進員」として養成する心のバ リアフリー推進員養成研修を実施す る。	しょうがいしきかい そくしんじぎょう 障害者理解促進事 業費		3, 556	しょうがひろくしか 障害福祉課	しょうせい 調整G		
	② 若者に配 慮した対 応	ほん 本	3 ウ②	重点 2	けいはつ ぶ さくせい 啓発チラシ600部作成 (主な配布先) けんない こうこう とくべつしえん がっこうとう 県内の高校・特別支援学校等 わかもの しょうひせいかつそうだん 「若者のための消費生活相談」 きかん れいわ ねん がつ にち にち 期間 令和6年1月18日、19日 そうだんけんすう けん 相談件数 10件	こんづ おくすう こうこくばいたい かつよう ほん 今後も複数の広告媒体を活用し、本 キャンペーンを通じて若者がより相談 しやすくなるよう、消費生活相談窓口 の周知を行う必要がある。	かんとうこうしんえつ きょうどう 【関東甲信越ブロック共同キャンペー ン(若者)】 わかもの しょうひしやひがい みぜん ぼうし 若者の消費者被害を未然に防止するた め、共同キャンペーンを実施する。 (1月実施予定)	-		-	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G・ 相一G		
	ほん 本	1 ア①小中 高 1 ア①大学 2 ア②	重点 2	わかものむ せいねんねんれいひきさ けいはつどうが 「若者向け成年年齢引下げ啓発動画「コレがま さかのアレでした。～若者の消費者被害」」 ・YouTubeでの配信 ・市町村との連携による放映(川崎市、小田 原市)	ひ つづ わかものむ けいはつどうが かつよう 引き続き、若者向け啓発動画を活用し た啓発を行っていく必要がある。	わかものむ せいねんねんれいひきさ けいはつどうが 【若者向け成年年齢引下げ啓発動画の 発信】 せいねんねんれいひきさ ともな わかもの ま こ 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込ま れるおそれのある消費者トラブルと対 処法について啓発するため、制作した どうが かつよう しょうほうはっしん おこな 動画を活用し、情報発信 を行う。	-		0	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G			

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
中柱		令和5年度実施事業実績				令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名					
小柱													
			本	1 ア②家庭 2 ア②	重点 2	「保護者向けリーフレット配架」 県内そごう・西武各店舗（令和5年4月26日～5月16日） 県内ユニー核店舗（令和6年2月28日～3月12日）	成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を引き続き行う必要がある。	【保護者向け成年年齢引下げ啓発】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、新成人等の保護者に向け、啓発リーフレットの配布や啓発動画の配信などを行い、理解促進を図る。 保護者向けリーフレット配架（県内そごう等の各店舗） PTA等を通じた保護者向けリーフレットの配布	－		消費生活課	推進G	
			3 ウ②	再	重点 2	「保護者向け啓発動画・ウェブサイトの周知」 「神奈川県子ども・若者支援連携会議での消費生活相談窓口の紹介等」	実際に消費者トラブルに巻き込まれた若者が、抱え込まず適切な機関に相談できるよう、引き続き関連機関と連携を進める必要がある。	【青少年部門の相談機関との連携】 ①青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央消費生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。 ②子ども・若者育成支援推進法に基づく「神奈川県子ども・若者支援連携会議」において、成年年齢引下げによる若者の消費者トラブルについての啓発資料や相談窓口の案内を行い、子ども・若者支援に関する機関との連携を図る。	【エシカル消費の普及】 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	－	消費生活課	企画G	
		③ 外国人に配慮した				多言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）によるパンフレットを情報コーナー等で配付するとともに、ホームページ「Information in foreign Language - 外国語による情報」に掲載し、消費生活相談窓口の案内を行った。	引き続き、多言語による消費生活相談窓口の案内を行い、外国人の消費者トラブルの未然防止を図っていく必要がある。	【多言語による消費生活相談窓口案内】 多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページにより、外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。	－		消費生活課	企画G・推進G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱	小柱											
		対応				「多言語支援センターとの情報交換会」 実施回数 3回（相談のロールプレイングの 実施ほか） 多言語支援センターと連携した消費生活相談 件数 25件（見込み）	よりスムーズな消費生活相談の利用を 進めるため、相互の要望等を共有し、 連携を強化する必要がある。	【多言語支援センターとの連携】 日本語に不慣れな外国籍県民の方に対 する消費生活相談に適切に対応するた め、多言語支援センターとの連携を推 進する。	【保護者向け成年年 齢引下げ啓発の実 施】 成年年齢引下げに よる消費者トラブ ルの未然防止のた		-	消費生活課	相一G
						消費生活課ホームページの「消費生活関連リン ク」に、訪日観光客消費者ホットラインのホー ムページをリンク	引き続き、訪日観光客消費者ホットラ インの周知を行っていく必要がある。	【訪日観光客消費者ホットラインの周 知】 国民生活センターが開設している、訪 日観光客向けの消費者相談窓口（訪日 観光客消費者ホットライン）を紹介す る。	-		-	消費生活課	企画G
	ウ 他機関等と連携した消費者被害未然防止の推進	①適格消費者団体との連携による被害未然防止				「情報提供」（随時） 「適格消費者団体との意見交換会」 1回 「補助金の交付」	適格消費者団体による差止請求による 消費者被害の未然防止を図るため、引 き続き情報提供等の連携が必要であ る。補助金の活用期限到来（令和5年 度まで）に伴い、団体による自主的な 財政基盤を強化する必要がある。	【適格消費者団体との連携】 適格消費者団体が適切に役割を果たす ことができるよう、差止請求事案に関 する意見交換を行う。	-		-	消費生活課	企画G
			3ウ①	再		「消費者被害救済検討チーム」 4回 （随時） 「適格消費者団体との意見交換会」 1回	消費者被害救済委員会への付託候補事 案の掘り起しや、適格消費者団体によ る差止請求の実現につながるよう、引 き続き積極的な検討や情報提供を行っ ていく必要がある。	【消費者被害救済検討チームの開催】 消費者被害の未然防止と救済に向け、 かながわ中央消費生活センターに寄せ られた相談事案の中から、事業者指 導、消費者被害救済委員会付託及び適 格消費者団体への情報提供を検討す る。	-		-	消費生活課	企画G・ 指導G・ 相一G・ 相二G
		②詐欺的悪質商				・情報提供 3件（県警捜査照会への回答）	悪質な事業者による消費者トラブルを なくすため、県警との連携を強化し て、事案に速やかに対応する必要があ る。	【県警本部、警察署への情報提供・情 報共有】 消費生活相談の中で得られた悪質な事 業者による消費者トラブル等につい て、県警察と情報共有し、連携して事 案に対応する。	-		-	消費生活課	相二G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者教育強化事 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
	中柱												
	小柱												
		法等への対応			重点1	「ポータブルピルケース及び注意喚起カードの作成・配布」 40,000個作成 (主な配布先) 県内警察署55か所などを通じて高齢者に配布	引き続き、県警との連携による効果的な啓発方法を検討する必要がある。	【県警との連携による消費者被害未然防止】 県警察と連携し、被害の多い高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。	消費者教育強化事業費(交付金)		5,650	消費生活課	推進G
					重点1	・チラシ等を用いた防犯意識の普及啓発等 ・防犯人材の発掘・育成として実施する地域防犯指導において「特殊詐欺防止」などの啓発を実施	幅広い世代に対して、防犯意識の向上や防犯人材の発掘・育成を図るため、引き続き紙媒体やSNS等を活用した普及啓発に取り組む必要がある。	【県警と連携した特殊詐欺などの防止】 防犯キャンペーンや各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。	安全・安心まちづくり県民運動推進事業費	（一部）	2,601	くらし安全交通課	推進G
					重点1	—	—	—	—	—	—	くらし安全交通課	企画G
						特殊詐欺被害防止啓発と加担防止啓発の動画とチラシ・ポスターを作成し、10月・12月の防犯キャンペーンに合わせて様々な広報媒体を活用して集中的な広報活動を実施した。 特殊詐欺と絆をテーマに絵本作品を募集し、応募された約50作品から優秀作品を選出し表彰式とタレントによる朗読を行い、幅広い世代へ向けた広報啓発を実施した。	特殊詐欺被害の増加が続いているため、引き続き幅広い世代に向けて様々な広報媒体による広報啓発を行い、迷惑電話防止機能付き機器の有効性周知を含む特殊詐欺根絶に向けた意識の浸透を図る必要がある。	【特殊詐欺被害防止対策の普及啓発】 幅広い世代の意識向上を図るとともに、若者の特殊詐欺への加担を防止するため、新たな啓発動画の放映など、防犯キャンペーン等に併せた集中的な広報活動を実施する。 令和5年度実施の特殊詐欺被害防止絵本コンクールで選出された最優秀作品を印刷製本化し、県内小学校の新入生等に配付する。	特殊詐欺被害防止対策推進費		12,779	くらし安全交通課	企画G
					重点1	金融機関等と連携し、窓口等における声掛けによる被害の未然防止対策を推進した。	架空料金請求詐欺が増加傾向にあり、電子マネーを販売するコンビニ等における声掛け強化が必要である。	【被害の未然防止対策の強化】 金融機関・コンビニ等と連携し、窓口等における声掛けによる被害の未然防止対策を推進する。	—			けんけいほんぶ 県警本部	せいかつあんぜん 生活安全総務課

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 被害防止 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額（千円）	担当課	担当グ ループ
	中柱												
	小柱												
					重点 1	・啓発ツールの配布 チラシ 25,300枚 ステッカー 25,300枚 （主な配布先） 県内警察署54か所などを通じて配布 ・迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進の ほか、NTTが実施する被害防止を目的とした 各種サービスの無償化について周知を図った。	国際電話番号や自動音声を使用しただ ましの電話など、様々なだましの電話 の窓口が現れていることから、発生状 況や手口の変遷に応じた被害防止対策 について、周知を図る必要がある。	【被害防止に関する注意喚起】 各種会合、防犯キャンペーン等、様々 な機会において、特殊詐欺等の最新の 手口や実態等に関する広報啓発活動を 推進するとともに、迷惑電話防止機能 を有する機器の普及促進、民間事業者 が実施する無償サービス、国際電話不 取扱受付センターの周知等を図る。	－			けんけいほんぶ 県警本部	せいかつあんぜん 生活安全 総務課
						「若者向けヤミ金融被害防止啓発リーフレッ ト」 84,000部 県内高等学校及び特別支援学校、 大学等に配布 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペー ン」 上期（令和5年6月12日～18日）・下期（令 和5年11月6日～12日）にホームページで啓発 チラシ等を配布、11月11日及び12日について は、イベントへの出展によるキャンペーンもあ わせて実施。 ※啓発リーフレット及び啓発チラシについて は、県ホームページでも配布するとともに、一 都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにつ いては、県ホームページに特設ページを公開し 啓発に取り組んだ。 「地域コミュニティ紙への広告掲載による広報	令和2年度以降、新型コロナウイルス の影響により各種連携イベント等での 啓発活動は、イベントが中止されたり 開催されなかったため実施できなかつ たが、令和5年5月8日に新型コロナ ウイルスの感染症法上の位置付けが新 型インフルエンザ等感染症と同じ2類 相当から5類へと変更されたことに伴 い、今後、社会経済活動が正常化しイ ベント等の開催が増えてくることが想 定される。 イベント等での啓発活動とコロナ禍で 培った非接触型の啓発活動の双方を組 み合わせたハイブリッド型の啓発活動 をどのように展開していくか検討して いく必要がある。	【ヤミ金融被害の未然防止のための啓 発活動の実施】 ヤミ金融の被害防止のため、県ホーム ページでの情報提供や一都三県ヤミ金 融被害防止合同キャンペーン、若者向 けヤミ金融被害防止啓発リーフレット 作成・配布、地域コミュニティ紙への 広告掲載による広報の実施、川崎競馬 場ドリームビジョンでの広報の実施等 での啓発活動を実施する。 また、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議 （財務省関東財務局横浜財務事務所、 神奈川県警察本部、神奈川県弁護士 会、神奈川県司法書士会、日本貸金業 協会神奈川県支部及び県により構成） として「ヤミ金融被害防止普及啓発チ ラシ」を作成し、県とイオン株式会社 並びに株式会社イトーヨーカ堂との包 括協定に基づき、県内イオン24店舗並	かしきんぎょぎせいかしどう 貸金業適正化指導 事業費	1,978	きんゆうか 金融課	ちょうせい 調整G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部 ）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
中柱													
小柱													
						の実施」 タウンニュース（横浜市青葉区版、港北区版、旭区版、南区版、鶴見区版、川崎市高津区版、麻生区版、さがみはら中央区版、大和版、平塚版及び秦野版）への広告掲載によるヤミ金融の被害防止のための広報活動を実施した。 「川崎競馬場ドリームビジョンでの広報」 川崎競馬開催期間中、財務省関東財務局作成の個人間融資注意喚起動画等とあわせて、ヤミ金注意喚起スライドを放映いただいた。 「県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ堂との包括協定に基づく啓発活動」 県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ堂との包括協定に基づき、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（財務省関東財務局横浜財務事務所、神奈川県警察本部、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本貸金業協会神奈川県支部及び県により構成）が作成した「ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ」を一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン開催時期にあわせて県内イオン23店舗並びにイトーヨーカドー26店舗において配布し、県民に対し広く啓発活動を行った。	消費者トラブルの未然防止を強力に推進していく必要がある。	びにイトーヨーカドー26店舗においてチラシを配布し、県民に対し広く啓発活動を行う。					

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者教育強化事 当初予算事業名	（ 一 部 ）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グ ループ
中柱	小柱					「宣言団体への新規加入」 ・住宅リフォームに関連する3つの事業者団体が宣言団体に新規加入 「宣言団体との情報共有」 ・宣言団体との意見交換会 1回 ・県の担当者による宣言団体への個別訪問 7回 「事業者向けセミナーへの講師派遣」 5回 ・神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合実施セミナー ・かながわ住まいまちづくり協会実施セミナー ・日本訪問販売協会実施講習会 ・神奈川県ケーブルテレビ協議会定例会（2回） 「啓発ツールの配布」 ・悪質な訪問販売の注意喚起チラシ・シールの印刷 各75,000部 (主な配布先) 県内警察署、宣言団体、市町村消費生活行政担当課、出前講座等 約130か所	「宣言」に係る取組みを着実に推進する とともに、宣言団体による自主的な取組みを促進する。また、「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 さらに、悪質な訪問販売について、消費者に一層の注意喚起を図るためのキャンペーン等を実施する。	消費者教育強化事業費(交付金)	15,000		消費生活課	指導G・ 推進G・ 相一G・ 相二G	
	③消費者団体や事業者団体等との連携による被害未然防止												
						「SNS投稿数」 消費者月間（令和5年5月1日～31日） 10団体 14回 かながわ消費者週間（令和5年10月14日～20日） 9団体 10回	引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、各団体の日ごろの活動をSNS等で発信していく必要がある。	引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、各団体の日ごろの活動をSNS等で発信していく	-		-	消費生活課	推進G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	れいわ　ねんど 令和5年度実施事業実績	れいわ　ねんど　じっし　じぎょう　かだい 令和5年度実施事業の課題	れいわ　ねんど 令和6年度実施事業計画	れいわ　ねんど 令和6年度 当初予算事業名	（ 一 部 ）	れいわ　ねんど 令和6年度当初予 算額(千円)	たんとうか 担当課	たんとう 担当グループ
中柱	小柱												
	①消費生活相談の実施												
基本方向3 消費者被害の救済	ア　かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上	①消費生活相談の実施				でんわそうだん 「電話相談」 そうだんじかん 相談時間　平日　9:30～17:00 土曜日　9:30～16:30 そうだんけんすう 相談件数　10,334件(令和6年3月31日速報値) （内訳）苦情相談　9,246件 問合せ　1,088件 「メール相談」 そうだんけんすう 相談件数　643件	新たな消費者トラブルに対応するため、消費生活相談窓口の専門性や相談処理能力の向上のほか、情報の収集、登録、分析の迅速化など、かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上が求められている。 相談体制の在り方については、国の示す消費生活相談のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の方向性を踏まえ、県としての消費生活相談体制の在り方を検討していく必要がある。	【消費生活相談の実施】 多様化、複雑化する消費者問題に対応し消費者の被害を救済するため、電話相談やメールによる受付を含めた消費生活相談を実施する。 また、多様な媒体を通じ、県内の消費生活相談窓口の効果的な周知を行う。	まいにちしょうひせいかつそうだんじぎうひ 毎日消費生活相談事業費		94,622	しょうひせいかつか 消費生活課	そういち 相一G・ しょうに 相二G すいしん 推進G
				・ふせん、クリアファイル、ボールペン等の啓発物品配布 （主な配布先）県内市町村に所在している高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学・短期大学、専修学校、自動車教習所、商工会議所青年部、若者向けのハローワーク、引きこもり等支援団体等	しょうひしゃ 消費者ホットライン188の認知度を向上させるため、引き続き様々な手段により周知を図る必要がある。	しん　しょうひせいかつそうだんまどぐち　しゅうち 新　【消費生活相談窓口の周知】 多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。 今年度より新たに、より多くの方への周知を目的に、タウンニュースや生活協同組合情報紙mioを使用して発信を行う。	—	—	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G きかく 企画G			
		ほん 本	2イ①	えんかくしゅわ　つうやく 「遠隔手話通訳サービスによる相談対応」 そうだんじかん　かよう　きんよう　しゅきゅうじねよ 相談時間　火曜～金曜(祝休日及び年末年始を除く)　9:30～16:30 ねんまつねんしのぞ 相談件数　0件	サービスが必要な相談者に認知されるよう、引き続き周知を図る必要がある。	えんかくしゅわ　つうやく　りよう　そう 【遠隔手話通訳サービスを利用した相談】 タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーション支援を行う。 けんちようかくしょうがいふくしぶもん　れんけい　せいど 県聴覚障害福祉部門　と連携し、制度の周知を図っていく。	—	—	しょうひせいかつか 消費生活課	そういち 相一G			

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
中柱	小柱												
		② 広域的な相談窓口としての機能発揮	本	2ア① 3イ③		「消費生活相談警戒情報」 50件（見込み）	提供すべき情報を見逃さないよう常にアンテナを高く張っておくとともに、消費生活相談情報を迅速かつ正確に分析し、適時・適切な情報提供をする必要がある。	【PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費生活相談概要」等により県民、市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機関で共有する。	—		—	消費生活課	相一G・ 相二G
		本	3イ②		「相談事例の法的解説資料」 1回	県内の消費生活相談の実効性が上がるよう、相談員が求めるテーマを設定する必要がある。	【相談事例の法的解説資料の作成、提供】 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）	消費生活相談機能支援事業費		62	消費生活課	相二G	
		2ア①	さい再		「かながわ消費生活注意・警戒情報」12回発行 各6,400部 テーマ「投資グループに誘われるFX取引の詐欺的なトラブルに注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 336か所	新たな手口によるトラブルの未然防止や拡大防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。	【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。さらに、令和6年度より新たに、生協情報紙に概要を掲載する。加えて、テーマにより、管轄地域の高齢化率が高い警察署に提供し、巡回連絡等での活用を図る。（月1回、随時）	消費者行政企画調整費	（一部）	—	消費生活課	相二G	
		③ 高度な相談にも対応				「リーダーミーティング」 週1回 「チームミーティング」 週1回	引き続き、新たな相談事例に対応できるように努めていく必要がある。	【相談対応チーム制による相談対応力向上の取組み】 職員と相談員で構成する相談対応チーム制により、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。	—		—	消費生活課	相一G・ 相二G

注 * 一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 * 「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 * 当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
中柱													
	小柱												
		できる人材育成				【検討テーマ】 ・障がい福祉に関する基礎知識について ・日本のリコール制度について ・害虫・害虫駆除に係る対応方法等について ・高齢者を取り巻く各種制度の概要	法改正や新たな相談事例に対応できるよう、世相に応じたテーマ、市町村の実務に還元できるテーマ選定し、研修事業とのすみ分けを考慮する必要がある。	【専門性向上の取組み】 専門性の向上のための検討を行い、実施結果について市町村へ共有する。	消費生活相談機能支援事業費	108	消費生活課	相一G	
						「相談対応研修（動画）」15名対象 「モニタリング」5日（15名対象） 「個別フィードバック」2日（15名対象） 「チームリーダー研修」1日（職員3名、相談員4名参加）	引き続き、かながわ中央消費生活センターの相談対応力の水準向上に努めていく必要がある。	【県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組み】 外部の専門機関が相談員の相談対応をモニタリングした上で、県消費生活センターの課題等を県にフィードバックする。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。	消費生活相談機能支援事業費	542	消費生活課	相一G	
						「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ505名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回）	消費生活相談機能支援事業費	288 (人材育成研修分)	消費生活課	相一G	
			本	1イ① 3イ① 3イ②		「行政職員研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ81名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する（8回）。	消費生活相談機能支援事業費	288	消費生活課	相一G・ 相二G	

注 ＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 ＊「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 ＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一 部）	令和6年度当初予 算額（千円）	担当課	担当グループ
中柱						令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予 算額（千円）	担当課	担当グループ
	小柱					令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名		令和6年度当初予 算額（千円）	担当課	担当グループ
			3イ②	再								消費生活課	相二G
			本	1イ① 3イ②	「新規課題対応研修（オンデマンド配信）」 6回 延べ470名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）	216	消費生活課	相二G		
			2イ①	再	重点1 「福祉関係機関等と連携した相談員等レベルアップ研修」（オンデマンド配信） 1回 延べ67名参加 消費生活相談員等のスキルアップのための「出前講座講師の養成研修」（オンデマンド配信） 1回 延べ45名参加	オンデマンド形式を中心に実施するが、それぞれの契約弱者の課題に応じた研修方式を検討する必要がある。	【契約弱者に配慮した相談対応】 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。 また、見守り出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	消費生活相談機能支援事業費	38	消費生活課	推進G 相一G		
		④専門的な相談への対応	本	3イ① 4ウ①	「法律相談（面接）」 36回 154件 「法律相談（文書）」 4、6～12、2月実施 38件 「技術相談」 0回	市町村へ専門家アドバイスを実施する事業の活用について引き続き周知する必要がある。	【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、職員が法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回）	消費生活相談機能支援事業費	88	消費生活課	相一G・ 相二G		

注 * 一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 * 「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 * 当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度 当初予算事業名	（ 一部 ）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
中柱	小柱												
	小柱	小柱											
		応				「精神保健福祉相談」 12回 39件	市町村の消費生活センターからの利用を増やすため、引き続き周知する必要がある。	【精神保健福祉相談】 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	消費生活相談員等レ ベルアップ推進事業 費（交付金）		285	消費生活課	相一G
						「生活再建支援相談研修(オンデマンド配信)」 1回 66名参加 「多重債務者特別相談会」 8回 21名参加 「多重債務者対策協議会」 神奈川県弁護士会、県警等の各構成団体における取組み等情報共有	研修等を通じて相談員が多重債務(生活再建)の知識を身に付け、適切な窓口につなぐ必要がある。必要に応じて関係機関、団体と情報共有するなど、連携を図る必要がある。	【多重債務相談の実施】 多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、専門の窓口や福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。	消費生活相談機能支 援事業費	(一部)	38	消費生活課	相一G
イ	市町村消費生活相談との連携・支援	①市町村の実情に応じたサポート				「巡回訪問（電話）」 38回	市町村のニーズに対応するため、引き続き電話等を活用した支援を行うとともに、より効果的な支援ができるよう、実施方法について工夫を続ける必要がある。	【消費生活相談員等巡回訪問】 市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣等し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。	—		—	消費生活課	相一G
						「指定消費生活相談員の指定」 11名 「ヘルプデスク対応」 34件 「市町村支援」 49件	市町村とのつながりをより深め、ヘルプデスクの更なる活用促進を図る必要がある。	【指定消費生活相談員等による市町村支援】 政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村職員、相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言するとともに、定期的な巡回訪問、各地域ごとの協議会へ派遣等を行う。	毎日消費生活相談員 事業費		25,607	消費生活課	企画G・ 相一G・ 相二G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（ 一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱	小柱											
			3ア③	再		「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回の延べ505名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回）	消費生活相談機能支援事業費		288 （人材育成研修分）	消費生活課	相一G・ 相二G
			3イ②	再									
			3イ②	再								消費生活課	相一G
			3ア④	再		「法律相談（面接）」36回 154件 「法律相談（文書）」4、6～12、2月実施 38件 「技術相談」0回	市町村へ専門家アドバイスを実施する事業の活用について引き続き周知する必要がある。	【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、職員が法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回）	消費生活相談機能支援事業費		88	消費生活課	相一G・ 相二G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）		本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予算額(千円)	担当課	担当グループ
中柱	小柱											
					18市町に対して推進事業費補助金を交付(補助率10/10) 13市町に対して強化事業費補助金を交付(補助率10/10または1/2)	地方消費者行政の取組み促進のために設けられている国の地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業については順次活用年限を迎えることから、各市町においては自主財源を確保していく必要がある。	【神奈川県消費者行政推進事業費補助金及び神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付】 市町村の消費生活相談体制整備や、市町村における重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	神奈川県消費者行政推進事業費補助金 (市町村)(国庫)(交付金) 神奈川県消費者行政強化事業費補助金 (市町村)(交付金)		68,669 17,107	消費生活課	企画G
	②相談員の人材の確保、資質の向上	3ア③	再		「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ505名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、相談時間の合間で受講する相談員も多いため、希望者が全員受講できるよう、配信期間の延長や再配信を検討していく必要がある。	【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回）	消費生活相談機能支援事業費		288 (人材育成研修分)	消費生活課	相一G・ 相二G
	3ア③	再			「新規課題対応研修（オンデマンド配信）」 6回 延べ470名参加	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修の時期やテーマについて、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 (交付金)	（一部）	216	消費生活課	相二G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度当初予 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱	小柱											
						「消費生活相談員実務研修」1回2名参加 (伊勢原市、藤沢市)	引き続き、より効果的な研修プログラムの工夫を図る必要がある。	【消費生活相談員実務研修の実施】 市町村において相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	—			—	消費生活課 相一 G
			3ア②	再		「相談事例の法的解説資料」1回	県内の消費生活相談の実効性が上がるよう、相談員が求めるテーマを設定する必要がある。	【相談事例の法的解説資料の作成、提供】 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）			62	消費生活課	相二 G
						消費生活相談員有資格者名簿掲載者89名 (情報提供実績) 3市52名（大和市、秦野市、小田原市） (名簿登載者数増加の取組) 消費生活相談員資格試験合格者に対し、県の名簿登載協力依頼に係るチラシの配付を、国民生活センターに依頼。	・名簿の項目が複雑化しているため、簡素化する必要がある。	【消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供】 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	—			—	消費生活課 相二 G
	③市町村との情報共有					「消費生活相談担当者会議」4地区回各4回、弁護士参加全体回4回 合計20回	引き続き、活発な意見交換が可能な実施方法を検討していく必要がある。	【消費生活相談担当者会議の開催】 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。（4地区回各4回、弁護士参加全体回4回、合計20回）	消費生活相談機能支援事業費		100	消費生活課	相一 G
						消費生活相談担当者会議への弁護士参加 4回	引き続き、弁護士による専門的な助言を適時適切に市町村と共有し、県内の消費生活相談対応力の向上を図る必要がある。	【消費生活相談担当者会議の開催】 消費生活相談担当者会議に弁護士を招聘し、専門的見地から助言を得る。（4回）	消費生活相談機能支援事業費		100	消費生活課	相一 G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
中柱	小柱												
ウ 消費者被害救済に向けた取組みの推進			3ア②	再		「消費生活相談警戒情報」 54件	提供すべき情報を見逃さないよう常にアンテナを高く張っておくとともに、消費生活相談情報を迅速かつ正確に分析し、適時・適切な情報提供をする必要がある。	【PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費生活相談概要」等により県民、市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機関で共有する。	—		—	消費生活課	相一G・ 相二G
		①消費者被害救済委員会による被害の救済				「被害救済委員会」 0回 「部会」 0回	消費者被害救済検討チームを通じての情報収集、相談担当者会議等各種会議の場等を通じ、引き続き救済委員会への付託事案確保に努める必要がある。	【エシカル消費の普及】 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	消費生活審議会等運営費	474	消費生活課	指導G	
			本	2ウ①		「消費者被害救済検討チーム」4回（随時） 「適格消費者団体との意見交換会」1回	消費者被害救済委員会への付託候補事案の掘り起しや、適格消費者団体による差止請求の実現につながるよう、引き続き積極的な検討や情報提供を行っていく必要がある。	【消費者被害救済検討チームの開催】 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、消費者被害救済委員会付託及び適格消費者団体への情報提供を検討する。	—	消費生活課	企画G・ 指導G・ 相一G・ 相二G		
						「相談機関連携推進研修」（オンデマンド配信） 1回 延べ43名参加	実施方法を検討した上で実施する必要がある。	【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、新成人等の保護者に向け、啓発リーフレットの配布や啓発動画の配信などを行い、理解促進を	消費生活相談機能支援事業費	38	消費生活課	相一G	
						「消費者問題懇談会」 2回（延べ27団体）	その時々問題となっている消費者トラブルと解決方法について、弁護士会と連携を図りながら共有する必要がある。	【消費者問題懇談会の開催】 弁護士会と県・市町村との、消費者問題に係る懇談会を開催する。（年2回）			消費生活課	相二G	

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予算額（千円）	担当課	担当グループ
	中柱	小柱											
			本	2イ②	重点2	「保護者向け啓発動画・ウェブサイト の周知」 「神奈川県子ども・若者支援連携会議 での消費生活相談窓口の紹介等」	実際に消費者トラブルに巻き込まれた 若者が、抱え込まず適切な機関に相談 できるよう、引き続き関連機関と連携 を進める必要がある。	【青少年部門の相談機関との連携】 ①青少年を対象とした一次総合相談窓 口である「かながわ子ども・若者総合相談 センター」と「かながわ中央消費生活セン ター」が連携し、若者が契約等に関する 悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づ くりを進める。 ②子ども・若者育成支援推進法に基づく 「神奈川県子ども・若者支援連携会議」に おいて、成年年齢引下げによる若者の消 費者トラブルについての啓発資料や相談 窓口の案内を行い、子ども・若者支援に 関する機関との連携を図る。	—		—	消費生活課	企画G
			2イ① 2イ②	さい再	重点1	「高齢者のための消費生活相談」 期間 令和5年9月25日～27日 相談件数 53件 「若者のための消費生活相談」 期間 令和6年1月18日、19日 相談件数 10件	今後も複数の媒体を活用し、本キャン ペーンを通じて高齢者や若者がより相 談しやすくなるよう、消費生活相談の 周知を行う必要がある。	【関東甲信越ブロック共同キャンペー ンによる高齢者・若者被害特別相談の 実施】 消費者被害の救済と未然防止を図るこ とを目的に、関東甲信越ブロック共同 キャンペーンの一環として、高齢者被 害特別相談、若者被害特別相談を実施 する。	—		—	消費生活課	相一G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	じゅ 重 うてん 点	れいわ ねんど 令和5年度実施事業実績	れいわ ねんど じっし じぎょう かだい 令和5年度実施事業の課題	れいわ ねんど 令和6年度実施事業計画	れいわ ねんど 令和6年度 へいねんぎさん じぎょうめい 当初予算事業名	（一 部）	れいわ ねんど 令和6年度当初予 算額(千円)	たんと うか 担当課	たんと う 担当グループ
	中柱												
	こばしら 小柱												
基本方向4 安全・安心な消費生活の確保	ア 事業者指導による取引の適正化	①法令に基づく事業者指導の実施				とくていしょうとりひきう じょうれい もと しょうぶん 「特定商取引法・条例に基づく処分・指導」 しょうぶん けん しどう けん 処分1件、指導33件 けいひんひょうじほう もと しどう けいひんるい ひょうじ けん 景品類1件、表示23件 しょくひひょうじかんれん けん うち食品表示関連6件	ふとう とりひきこうい じぎょうしや 不当な取引行為を行う事業者に対する指導を行うとともに、トイレ詰まり等の修理を行う訪問販売業者に対する処分を実施した。 しゅうり おこな ほうもんはんばいぎょうしや しょうぶん じっし ぶん 分を実施した。 しかし、とくていしょうとりひきうや条例に違反する行為を引き続き行っている事業者が現在も確認されており、中には、広域的に活動している事業者も多く存在するという状況を踏まえ、近隣都県等との連携を密にし、必要に応じ、合同での指導等を行う必要がある。	とくていしょうとりひきうとう かか あくしつじぎょうしや 【特定商取引法等に係る悪質事業者への指導等の実施】 せんもんしよくいん など はいち 専門職員やアドバイザー等を配置し、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導・処分を実施する。	しょうひせいかつぎょうせきやうかじぎ 消費生活行政強化事業費 まいにちしょうひせいかつそうだんじぎ 毎日消費生活相談事業費		351 4,074	しょうひせいかつか 消費生活課	しどう 指導G
						たちい けんさ 「立入検査」 じぎょうしや 3事業者	じぎょうしや けいえいじょうきやうざいむ じょうきやうまえうけきん 事業者の経営状況、財務状況、前受金の保全状況等を適切に把握するほか、消費者利益の保護のため、引き続き、国と連携し、事業者に対して適切な指導を行う必要がある。	まえばらしきとくていとりひきぎょうしや たい たちいりけん 【前払式特定取引業者に対する立入検査の実施】 まえばらしきとくていとりひきぎょうしや たい けいえいじょ 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。	—		—	しょうひせいかつか 消費生活課	しどう 指導G
			ほん 本	4ウ②		せいぶんけんさ けん 「成分検査」 0件	こんご ひつやう おう けんさ じっし けんとう 今後にも必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。	ふとう ひょうじばうし たいさく じっし 【不当表示防止のための対策の実施】 けいひんひょうじほういはん こんきよ え 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	しょうひせいかつぎょうせきやうかじぎ 消費生活行政強化事業費		351	しょうひせいかつか 消費生活課	しどう 指導G
						とくていしょうとりひきうだいい じょう もと もうしで 「特定商取引法第60条に基づく申出」 うけつけけんすう けん 受付件数 115件 あくしつしょうほめやす ばんこ 「悪質商法目安箱」 うけつけけんすう けん 受付件数 6件	きほんてき あくしつしょうほめやす ばんこ つうほう 基本的には「悪質商法目安箱」に通報してもらうよう、ホームページを修正した。 あくしつしょうほめやす ばんこ うけつけけんすう ぞうか 「悪質商法目安箱」の受付件数は増加しているが、引き続き、事業者指導に情報を活かしていく必要がある。	とくていしょうとりひきうだいい じょう もと もうしで 【特定商取引法第60条に基づく申出・悪質商法目安箱】 ふとう とりひきこうい おこな じぎょうしや かん 不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。	—		—	しょうひせいかつか 消費生活課	しどう 指導G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	たんとくか 担当課	たんとく 担当グループ
	中柱												
	小柱												
		た た つ て の 連 携 の 推 進				「悪質事業者対策会議」 1 回 「担当者会議（特商法関係）」 6 回 「担当者会議（景品表示法関係）」 4 回 「消費者被害拡大防止連絡会議」 4 回（うち3回は書面開催）	不当な取引行為を行う事業者の中には、 は、広域的に活動している者も多く存 在することから、近隣都県等との連携 をより一層、密にしていくな必要があ る。	【近隣都県、政令市、県警察との連携】 五都県合同による悪質事業者対策会議 (1回)、担当者会議(計10回)、指導等 の実施や政令市、県警察との消費者被 害拡大防止連絡会議（4回）を開催す る。	—		—	しょうひせいかつか 消費生活課	しどく 指導G
	イ	消費者から信頼される事業者活動の促進	①品質や顧客満足度を高める事業者活動の支援	本	1ア③ 4イ② 4ウ②	「景品表示法研修資料の生活衛生課 ホームページ掲載及び関係団体への周 知」 「事業者向けセミナー」 6回（①神奈川県新聞販売組合及び京 浜新聞販売組合、②かながわ住まいま ちづくり協会、③日本訪問販売協会、 ④神奈川県ケーブルテレビ協議会（2 回）、⑤横浜中華街発展会協同組合） 計175名参加	引き続き、オンラインも活用しなが ら、事業者に対して消費生活行政に係 る情報提供等を行っていく必要があ る。	【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進 のため、事業者団体との連携により、 消費生活行政に係る情報提供等を行 う。	しょうひしやぎょうせいかく ちょうせひ 消費者行政企画調整 費		28	しょうひせいかつか 消費生活課	しどく 指導G
				3イ③	再	「景品表示法研修資料の生活衛生課 ホームページ掲載及び関係団体への周 知」 「事業者向けセミナー」 5回（①神奈川県新聞販売組合及び京 浜新聞販売組合、②かながわ住まいま ちづくり協会、③日本訪問販売協会、 ④神奈川県ケーブルテレビ協議会（2 回）） 計165名参加	引き続き、オンラインも活用しなが ら、事業者に対して消費生活行政に係 る情報提供等を行っていく必要があ る。	【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進 のため、事業者団体との連携により、 消費生活行政に係る情報提供等を行 う。	しょうひしやぎょうせいかく ちょうせひ 消費者行政企画調整 費		28	しょうひせいかつか 消費生活課	そういち 相一G

注 * 一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 * 「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 * 当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者教育強化事業 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予算額（千円）	担当課	担当グループ
	中柱												
		小柱											
						「宣言団体への新規加入」 ・住宅リフォームに関連する3つの事業者団体が宣言団体に新規加入 「宣言団体との情報共有」 ・宣言団体との意見交換会 1回 ・県の担当者による宣言団体への個別訪問 7回 「事業者向けセミナーへの講師派遣」 5回 ・神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合実施セミナー ・かながわ住まいまちづくり協会実施セミナー ・日本訪問販売協会実施講習会 ・神奈川県ケーブルテレビ協議会定例会（2回） 「啓発ツールの配布」 ・悪質な訪問販売の注意喚起チラシ・シールの印刷 各75,000部（主な配布先） 県内警察署、宣言団体、市町村消費生活行政担当課、出前講座等 約130か所	啓発ツールの共同配布や事業者向け研修の実施など「宣言」に係る取組みを積み重ねるとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進していく必要がある。 また、今後も訪問販売に係る苦情相談件数、特に宣言団体に関係する商品・役務に係る相談件数の推移を注視するなど、「宣言」の効果検証を図る必要がある。	【「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み】 「宣言」に係る取組みを着実に推進するとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進する。また、「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 さらに、悪質な訪問販売について、消費者に一層の注意喚起を図るためのキャンペーン等を実施する。	消費者教育強化事業費（交付金）	15,000		消費生活課	企画G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者行政企画調整 費	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱												
	小柱												
		②事業者団体との連携による普及啓発	4イ①	さい再		「景品表示法研修資料の生活衛生課ホームページ掲載及び関係団体への周知」 「事業者向けセミナー」 5回（①神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合、②かながわ住まいまちづくり協会、③日本訪問販売協会、④神奈川県ケーブルテレビ協議会（2回）） 計165名参加	引き続き、オンラインも活用しながら、事業者に対して消費生活行政に係る情報提供等を行っていく必要がある。	【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	消費者行政企画調整費		28	消費生活課	指導G・ 推進G・ 相一G・ 相二G
			ほん本	2ウ③	重点点1	「宣言団体への新規加入」 ・住宅リフォームに関連する3つの事業者団体が宣言団体に新規加入 「宣言団体との情報共有」 ・宣言団体との意見交換会 1回 ・県の担当者による宣言団体への個別訪問 7回 「事業者向けセミナーへの講師派遣」 5回 ・神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合実施セミナー ・かながわ住まいまちづくり協会実施セミナー ・日本訪問販売協会実施講習会 ・神奈川県ケーブルテレビ協議会定例会（2回） 「啓発ツールの配布」 ・悪質な訪問販売の注意喚起チラシ・シールの印刷 各75,000部 （主な配布先） 県内警察署、宣言団体、市町村消費生活行政担当課、出前講座等 約130か所	啓発ツールの共同配布や事業者向け研修の実施など「宣言」に係る取組みを積み重ねるとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進していく必要がある。 また、今後も訪問販売に係る苦情相談件数、特に宣言団体に関係する商品・役務に係る相談件数の推移を注視するなど、「宣言」の効果検証を図る必要がある。	【「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み】 「宣言」に係る取組みを着実に推進するとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進する。また、「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 さらに、悪質な訪問販売について、消費者に一層の注意喚起を図るためのキャンペーン等を実施する。	消費者教育強化事業費(交付金)		15,000	消費生活課	指導G・ 推進G・ 相一G・ 相二G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱												
	小柱												
		③消費生活協同組合に基づく健全な生活協同組合の指導				「立入検査」7組合 「巡回指導調査」2組合	今後も消費生活協同組合の運営の実態等を踏まえた効果的な指導を行っていく必要がある。	【消費生活協同組合の適正運営の指導】 県内消費生活協同組合の運営、会計状況を 検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。	—		—	消費生活課	指導G
	ウ商品及びサービスに関する安全・安心の確保	①商品及びサービスの安全に関する情報収集、提供	本	2ア①	商品テスト実施 「電子レンジ用哺乳瓶消毒器の商品テスト」 委託先（一財）日本文化用品安全試験所 「商品テストコーディネート」 2製品（「ポータブル電源」「長靴」）	寄せられた相談内容を精査し、注意喚起の側面などから適時適切に商品テストが必要な案件を選出して実施する必要がある。 また、必要に応じて他機関と連携し、商品テストのコーディネートを行っていく必要がある。	【商品テスト分析の実施】 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	消費生活相談機能支援事業費	250	消費生活課	相一G		
					「成分検査」0件	引き続き、必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。	【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	消費生活行政強化事業費	351	消費生活課	相二G		
					「特定製品」87件 「特定保守製品」0件	引き続き、該当製品を取り扱っている事業者に対する検査を適切に実施する必要がある。	【消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導】 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。	—	—	消費生活課	指導G		

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 消費者行政企画調整 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ	
	中柱													
	小柱													
			2ア①	さい再		「かながわ消費生活注意・警戒情報」 12回発行 各6,400部 テーマ「投資グループに誘われる F X取引の詐欺的なトラブルに注 意！」等 (主な配布先) 市町村、消費者団体、老人会、社会 福祉協議会等 336か所	あら てぐち みせん ぼうし 新たな手口によるトラブルの未然防止 や拡大防止につながる情報を、積極的 に収集していく必要がある。	れいいわ ねんど 「【かながわ消費生活注意・警戒情報】の 発行」 県内の消費生活相談窓口等に寄せられ た相談事例や国民生活センターから提 供される啓発情報の中から、消費者に 特に周知する必要がある情報を迅速か つ的確に、県内に広く提供する。さら に、今年度より新たに、生協情報紙に 概要を掲載する。加えて、管轄地域の 高齢化率が高い警察署に提供し、巡回 連絡等での活用を図る。(月1回、随 時)	れいいわ ねんど 令和6年度 消費者行政企画調整 当初予算事業名	（一部）	—	しょうひせいかつか 消費生活課	そうに 相二 G	
							「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、S N S 10回	ひ つづ かんけいきかん など はっしん じゅうだい 引き続き、関係機関等が発信する重大 事故情報や、消費生活相談窓口寄せ られた事故情報等について、迅速な情 報発信を行う必要がある。	【重大事故情報等の収集、提供】 商品、サービスに係る事故等の情報を ホームページ等により市町村や消費者 に情報提供する。また、消費者安全法 に基づき、消費生活相談窓口寄せら れた重大事故情報等の国への通知を行 う。	—	—	しょうひせいかつか 消費生活課	そういち 相一 G ・ そうに 相二 G	
					3ア④	さい再		「法律相談(面接)」36回 154件 「法律相談(文書)」4、6～12、2月実施 38件 「技術相談」 0回	しちょうそん せんもんか じっし 市町村へ専門家アドバイスを実施する 事業の活用について引き続き周知する 必要がある。	せんもんか ほうりつ ぎじゅつぶんや じょうばん 【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、 職員が法律、技術分野など専門性の高 い相談に対し、専門家から必要なアド バイスを受ける。(法律相談（面接） 36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術 相談4回)	しょうひせいかつそくだんきのう しえ 消費生活相談機能支 援事業費		88	しょうひせいかつか 消費生活課
		②適正な表示の		4ア①	さい再		「景品表示法に基づく指導」 景品類1件、表示23件 うち食品表示関連6件	ひ つづ いっぱんしょうひしゃ よ 引き続き、一般消費者から寄せられた 情報等を精査し、必要に応じて、不当 表示を行っている事業者への指導等を 行う必要がある。	けいひんひょうじほう もと じぎょうしゃしどう など 【景品表示法に基づく事業者指導等の 実施】 事業者による不当表示に対し指導等を 実施する。	しょうひせいかつぎょうせせうようか じぎ 消費生活行政強化事 業費 まいにちしょうひせいかつそくだんじぎ 毎日消費生活相談事 業費		351 4,074	しょうひせいかつか 消費生活課	しどう 指導 G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 令和6年度当初予 算額(千円)	（一 部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱												
	小柱												
		推進	4イ①	再		・景品表示法研修資料の生活衛生課ホームページへの掲載及び関係団体への周知	引き続き、オンラインも活用しながら、事業者に対して消費生活行政に係る情報提供等を行っていく必要がある。	【事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切な迅速な情報提供を促すための研修を実施する。	—		—	消費生活課	指導G
			4ア①	再		「成分検査」 0件	引き続き、必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。	【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	消費生活行政強化事業費	351	消費生活課	指導G	
						「食品関係営業施設監視件数」 17,987件（令和4年度実績） ※令和5年度は集計中	表示を必要とする食品を製造している食品営業施設への立入調査時に、表示の監視指導を実施しており、適正表示の指導をした。今後も継続して監視指導を行う必要がある。	【食品表示の監視指導の実施】 食品営業施設への立入調査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	食品営業指導等事業費	（二 部）	5, 115	生活衛生課	食品衛生G
						「栄養表示等の相談」 44件	県民が栄養成分表示を有効活用できるよう、普及啓発は従来より実施している健康増進分野だけでなく、消費生活の分野でも進める必要がある。	【栄養表示等の普及啓発】 健康増進に資するよう制度の普及に努めると共に食品事業者へ適正表示に向けた相談を行う。	栄養・食生活対策推進事業費	246	健康増進課	健康づくりG	
						食品販売事業者に対する食品表示の講習資料をホームページに掲載し、周知した。	法改正等に伴う新たな情報を周知し、食品の適正表示について、継続的に事業者に啓発していく必要がある。	【適正な食品表示のための啓発事業の実施】 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。	食の安全・安心確保事業費	（二 部）	209	生活衛生課	食品衛生G

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）			本 掲	再 掲	重 点	令和5年度実施事業実績	令和5年度実施事業の課題	令和6年度実施事業計画	令和6年度 食の安全・安心確保 当初予算事業名	（一部）	令和6年度当初予 算額(千円)	担当課	担当グループ
	中柱												
	小柱												
	③食の安全・安心に関する消費者の理解促進	2ア①	再		「食品安全リーフレット」の作成、配布及びホームページに掲載 ・かながわの食品衛生 for KIDS : 75,000部	配布については、各学校のデジタル化等に応じ、引き続き要望に沿って対応する必要がある。 学校や家庭において食中毒予防等の普及啓発のため、引き続き効果的なリーフレットを作成する。	[リスクコミュニケーションの推進] 県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。	食の安全・安心確保事業費	1,594	（一部）		消費生活課	相二 G
					「食品安全リーフレット」の作成、配布及びホームページに掲載 ・かながわの食品衛生 for KIDS : 75,000部	配布については、各学校のデジタル化等に応じ、引き続き要望に沿って対応する必要がある。 学校や家庭において食中毒予防等の普及啓発のため、引き続き効果的なリーフレットを作成する。						生活衛生課	食品衛生 G
					「食の安全・安心基礎講座」 6回 「食品表示セミナー」 3回 「食の安全・安心キャラバン」 1回 「食の安全・安心ラボ」 2回	コロナ禍により見送っていた食品製造工場の見学を含めた講座について、実施の要望が多いことから再開を検討する。 県民が興味を持つテーマに関する講座を引き続き実施する。						生活衛生課	食品衛生 G
					「かながわ食育出前講座」 0 件	新型コロナウイルス感染拡大防止のため長らく中止していたが、令和5年度より再開。しかし、コロナ禍前までは、4課の共同実施であったものの、今年度は2課に減少し、実績件数も0件であったことから、取組全体の見直しも含め、令和7年度以降の実施について検討する必要がある。	「かながわ食育出前講座の実施」 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。	—				0	健康増進課

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

推進体制			かいぎ　とうめい 会議等名	もくてき 目的	こうせいだんたいとう 構成団体等	れいわ　ねんど　じっせき 令和5年度実績	れいわ　ねんど 令和6年度実施計画	たんとうか 担当課	たんとう 担当グループ
推進体制			しちょうそんしょうひせいかつぎよ 市町村消費生活行 うせだんとうか　ちょうかいぎ 政担当課長会議	けん　じょうほさいきょう　けんしょうひせいかつか　よさ 県からの情報提供（県消費生活課の予 ん　およ　じぎょう　そうだんじょうほうなど　いけん　こうかん 算及び事業、相談情報等）、意見交換 とう 等	けんないしちょうそん 県内市町村	れいわ　ねん　がつ　にち 令和5年6月9日 （オンライン開催）	ひつよう　おう　ずいじ　かいさい 必要に応じて随時開催	しょうひせいかつか 消費生活課	きかく 企画G
			しょうひしゃぎょうせきようかこう 消費者行政強化交 ふきん　かん　しちょう 付金に関する市町 せつめい　いけん　こうかんなど 村担当者説明会	しょうひしゃぎょうせきようかこうふきん　てきせつ　しつこう 消費者行政強化交付金の適切な執行に ついでの説明、意見交換等	けんないしちょうそん 県内市町村	れいわ　ねん　がつ　にち　にち 令和5年8月4日、8日、 10日 （オンライン開催）	ひつよう　おう　ずいじ　かいさい 必要に応じて随時開催	しょうひせいかつか 消費生活課	きかく 企画G
			かながわけん　がっこう 神奈川県に おける消費者教育 すいしんきょうぎかい 推進協議会	がっこう　しょうひしゃきょういく　えんかつ　じつし 学校における消費者教育が円滑に実施 されるよう関係機関との連携、協力を すす 進める。	きょういきよく　しりつ　ちゅうがく 教育局、私立中学校 だいひょう　しりつ　しょうがっこだいい 代表、私立小学校代 ひょう 表等	きょうぎかい 協議会 れいわ　ねん　がつ　にち　しよめんかい 令和5年5月8日（書面開 さい）ワーキンググループ°会議 れいわ　ねん　がつ　12がつ 令和5年8月19日、 25日	きょうぎかいねん　かい 協議会年1回、ワーキング グループ°年2回程度	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G
			こうれいしゃ　しょうがいしちやう 高齢者、障害者等 の消費者被害防止 たいさくれんらくきょうぎかい 対策連絡協議会	けん　かんけいだんたい　れんけい　こうれいしゃ　しょうが 県と関係団体が連携し、高齢者、障害 いしちやう　しょうひしゃひがい　ぼうし　む　そうごうてき 者等の消費者被害防止に向けた総合的 たいさく　きょうぎ な対策を協議する。	あんぜんぼうさいきよく くらし安全防災局、 ふくし　こ 福祉子どもみらい きよく　けんけいほんぶ　ふくし 局、県警本部、福祉 だんたいとう 団体等	れいわ　ねん　がつ　にち 令和5年9月7日	ねん　かい 年1回	しょうひせいかつか 消費生活課	すいしん 推進G
			かながわ　しよくすいしん かながわ食育推進 かいぎ 会議	けんぜん　しよくせいかつ　じっせん　にんげん　そだ 健全な食生活を実践できる人間を育て るための食育の推進に向けて、関係局 しよくく　すいしん　む　かんけいきよく が連携を図りながら、総合的に取り組 む。	けんこういりようきよく　かんきよのう 健康医療局、環境農 せいきよく　ふくし　こ 政局、福祉子どもみ きよく　きょういきよう らい局、教育局等	けんみんかいぎ　かい 県民会議　1回	ひつよう　おう　かいさい ・必要に応じて開催 けんとうぶかい　かんじ　かい （検討部会、幹事会、 すいしんかいぎ 推進会議） けんみんかいぎ　ねん　かい ・県民会議　年1回	けんこうぞうしんか 健康増進課	けんこう 健康づくりG
			かながわけん　しよく　あんぜん 神奈川県食の安全・ あんしんすいしんかいぎ 安心推進会議	せいさん　しょうひ　いた　しよく　あんぜん　あんしん　かく 生産から消費に至る食の安全・安心の確 ほ　かん　しさく　そうごうてき　すいしん 保に関する施策を総合的に推進すると ともになんしよく　きいん　じゅうだい　けんこうひがい に飲食に起因する重大な健康被害 とう　きんきゅびたい　たいおう 等の緊急事態に対応する。	けんこういりようきよく 健康医療局、くらし あんぜんぼうさいきよく　ふくし 安全防災局、福祉こ どもみらい局、環境 のうせいきよう 農政局等	れいわ　ねん　がつ　にち　がつ 令和5年6月19日、11月29 にち　れいわ　ねん　がつげじゆん　しよ 日、令和6年3月下旬（書 めんかいさい 面開催）	かんじ　かいねん　かい 幹事会年3回	せいかつえいせいか 生活衛生課	しよくひゑいせい 食品衛生G
			とくしゅさぎ　とうひがい　ぼう 特殊詐欺等被害防 止に向けた情報共 有の実施	けんけいさつ　じちたいとう　かんけいぶしょ　れんけい 県警察と自治体等の関係部署が連携し とくしゅさぎとう　たい　ひがい　ぼうし　たいさく た特殊詐欺等に対する被害防止対策を じつし　しよく　にんち　じょうきおま　けんけいさつ 実施するため、認知状況及び県警察の すいしんしさく　しりよう　ていきよう　じょうほう 推進施策について資料を提供し、情報 きょうゆう　はか 共有を図る。	あんぜんぼうさいきよく くらし安全防災局、 ふくし　こ 福祉子どもみらい きよく　せいらいし　けんけいほん 局、政令市、県警本 ぶ　とう 部等	つき　かい　けい　かいじつし 月1回、計12回実施	つき　かい 月1回	けんけいほんぶ 県警本部	せいかつあんぜんそうむか 生活安全総務課

			しょうひしゃきょういすいしんちい 消費者教育推進地 域協議会 (かながわけん しょうひせい 神奈川県消費生 活審議会)	しょうひしゃきょういく すいしん かん ほうりつ だい 「消費者教育の推進に関する法律」第 20条に基づき、県における消費者教育 の総合的、体系的かつ効果的な推進に 関して消費者教育推進地域協議会の構 成員相互の情報の交換及び調整等を行 う。	きょういきよく 教育局	れいわ ねん がつ にち がつ 令和5年5月26日、11月9 日 (ハイブリッド開催)	ねん かい 年4回	しょうひせいかつか 消費生活課	きかく 企画G
			かながわけん こ 神奈川県子ども・ 若者支援連携会議	こ わかもの たい そうだん しえん こう 子ども・若者に対する相談・支援を効 果的かつ円滑に実施するため、国、 県、市町村及び民間団体等の関係機関 等が連携して支援を行う。	けんかんけいきかん くに けん 県関係機関、国、県 市町村、民間団体等	ぜんたいかいぎ しょめんかいさい 全体会議 (書面開催) れいわ ねん がつ にち 令和5年6月1日 かく かいぎ 各ブロック会議 れいわ ねん がつ にち がつ 令和5年10月10日、11月1 日、11月22日、12月19日、 れいわ ねん がつ にち 令和6年1月12日	ぜんたいかいぎ ねん かい 全体会議年1回 かく かいぎ ねん かい 各ブロック会議年1回 ずつ	せいしょうねか 青少年課	ちょうせい 調整G